

平成16年第3回瑞穂市議会定例会会議録(第3号)

平成16年9月22日(水)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	教育次長	福野正
行政推進チーム 総括課長	松井善勝		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第 1 一般質問

議長（土屋勝義君） 日程第 1、一般質問を行います。

19番 西岡一成君の発言を許します。

西岡君。

19番（西岡一成君） 私は、1点だけ御質問を申し上げたいと思います。

別府1182番地1の松野幸信市長所有の土地についてでございます。

まず、私は去る6月29日に別府1182番地1の松野幸信市長名義の土地に係る固定資産税減免の申請書及び添付資料の情報公開請求を行い、7月16日に公開されております。公開をされた文書は、昭和53年3月18日付、松野幸信氏名義の減免申請書1通、同じく松野幸信氏名義の証明願1通だけであります。

そこで、まず確認をしておきたいのは、固定資産税減免の手続の詳細は瑞穂市税条例ではどのように規定されているのでしょうか。申請書の記載事項を含めて明らかにしていただきたいと思えます。

固定資産税の減免問題につきましては、執行部の答弁を受けてから再質問、再々質問を行いたいと思えます。

2点目は、次に、この松野幸信市長所有の土地を土地開発公社で買い上げる予定だという話が聞こえてまいりますが、そのような動きがあるのでしょうか、事実関係を確認しておきたいと思えます。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

減免の手続につきましては、税条例第71条の規定によりまして、公益のため直接専用する固定資産で、有料で使用するものを除き、減免することとなっております。この場合、減免を受けようとする者は、納期限前7日前までに納税義務者の住所・氏名、または名称、土地にあってはその住所、地番、地目、地積及び価格を記載した申請書及び減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならないということになっております。

第2点目の質問につきましては、現在まだ決定をいたしておりません。計画が具体化しましたら、改めてその取り扱いにつきまして御相談を申し上げます。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ただいま御答弁をいただきましたが、まず第1点目の減免申請書の内容及びその手続等でございます。

ちなみに、今ここに例規集を持ってきておりますけれども、合併以前の減免申請に係る規定については、内容が同じであるということを既に確認をいたしておりますので、その前提でお話を申し上げたいと思います。

それから、ちなみに申し上げれば、CD-ROMはいただいておりますね。ところが、全然例規集の差しかえがないわけです。CD-ROMをこの場に持ってくるわけにいかないんですよ。この場でパソコンを見て、例規集の内容がどう書かれておるかということを行うことができないんですね。一般質問をするときには、やはりこういうものが必要なのに、全然市はこういうものをつくっていませんね。CD-ROM一枚渡せば例規集は要らないんですか。一般質問をするときにも、非常に支障を来すんです。やはり例規集は例規集として差しかえをきちっとやっていただきたいと思います。もしこの内容を私が申し上げて、間違っておったときに、私が責任をとれないからなんです。そのことをまずもって申し上げながら、さてそこで、今執行部から言っていたいただきました内容と、私が情報公開で取りました開示文書の昭和53年3月18日付、松野幸信氏名義の減免申請書、並びに松野幸信氏名義の証明願とを突き合わせてみたいと思います。

すると、重大な事実が明らかになるわけでありまして。再度、瑞穂市税条例第71条第2項の関連部分を読み上げてみたいと思います。

前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならないと。1.納税義務者の住所及び氏名、または名称。2.土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格。3号、4号は省略をいたしまして、第5号では、減免を受けようとする事由、このように規定をされております。

では、昭和53年3月18日付の松野幸信氏の減免申請書の内容はどうなっているのでしょうか。まず納期限7日前までという要件であります。市税条例第67条第1項は、固定資産税の納期は次のとおりとするとして、第1期は4月10日から同月30日までと規定しておりますので、昭和53年3月18日付のこの減免申請書は、その要件をクリアしているということになります。

次に、同項の申請書の記載事項の要件について見てみたいと思います。

まず第1号の納税義務者の住所及び氏名、または名称ですが、住所は本巣郡穂積町大字穂積1109の2、氏名、松野幸信とありますので、これもクリアをいたしております。

そして第2号は、土地にあってはその所在、地番、地目、地積及び価格の五つの記載要件を

上げています。減免申請書はどうなっているのでしょうか。読んでみたいと思います。1.所在地、本巢郡穂積町大字別府字堤内四の町1182の1。1.地目、宅地。1.面積 2,222平米。以上のとおりであります。

しかし、ここで問題なのは、五つの事項のうち、四つの事項まで条例の順番に沿いながら、最後の五つ目の価格だけが抜け落ちている事実であります。そして、二つ目は、地目が宅地となっておりますけれども、本年6月29日に私が岐阜法務局北方出張所ですとった登記簿を見ますと、地目は田となっております。

そこで市長にお聞きいたしますが、なぜ価格だけが抜け落ちているのでしょうか。また、なぜ地目が田ではなく宅地となっているのでしょうか、御説明をいただきたいと思います。

次に、第5号の減免を受けようとする事由については、1.理由として、私名義の右記物件を町内学童等の遊び場として、当分の間、借用願いたいとの要望があり、その誠意に打たれ、無償で貸すことにしましたが、本来の目的に使用できませんので、その間、免除して下さるよう申請いたしますと、このように記載をされております。これは、要件としてはクリアをいたしております。ただ、この無償貸与という記述から、公職選挙法の問題が生ずるわけであり、つまり、松野市長は平成6年8月から平成15年4月1日から5月31日までの期間を除いて今日まで、町長、市長職についておられるわけですので、公職選挙法第199条の2の公職の候補者等の寄附の禁止に該当するわけであり、今、ここに地方選挙早わかり、これは選挙のときに我々がいただきます。これを持参しておりますが、その266ページには、土地を無料で貸したりすることも、相手方に財産上の利益を与えることになり、寄附に当たるとされると書かれております。そして、同法第249条の2第1項は、選挙に関し寄附をした者は、1年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処すると規定し、第2項は、通常一般の社交を超えて寄附した者は、当該選挙に関して寄附をしたものとみなすと、このように規定をいたしております。

そこでお尋ねをいたしますが、松野市長は、公職にある者が有権者に対し土地を無償貸与することは、公職選挙法上1年以下の禁錮または30万円以下の罰金に該当する行為であるということを知らなかったのでしょうか、答弁を求めるものであります。

さて、問題はこれで終わるわけではありません。もっと大きな問題は、松野幸信氏の減免申請書が昭和53年以降は出されていないという事実であります。それが事実であることは、冒頭申し上げましたとおり、別府1182番地1の松野幸信市長名義の土地に係る固定資産税減免の申請書及び添付資料の情報公開請求に対する開示文書が昭和53年3月18日付の減免申請書と添付資料の証明願、それぞれ1枚しかないことでも明らかであります。

私は、先ほど瑞穂市税条例第71条第2項を読み上げましたが、固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならないのであります。

そして、納期限は2年に1回ではありません。5年に1回でもありません。市税条例第66条に規定されているとおり、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日であり、納期限も毎年4期に分け、第1期は4月10日から同月30日まで、第2期は7月1日から同月31日まで、第3期は12月1日から同月25日まで、第4期は翌年2月1日から同月末日までとなっているわけであります。

要するに、私が申し上げたいのは、必要事項を記載した減免申請書は毎年提出すべきものであり、そしてその手続が固定資産税減免の必須の要件であるということであります。つまり、その正規の手続をとっていなければ、当然行政は松野幸信氏から固定資産税を徴収すべきであったし、松野幸信氏個人は固定資産税を納めるべきであったわけであります。したがって、それを怠り、固定資産税の減免措置を約26年間も続けてきたことは、条例違反の違法行為ということになり、行政はその責任を免れることはできません。

また、松野幸信氏の場合は、固定資産税減免期間のうち、平成6年8月から平成15年3月までの8年7ヵ月間、さらに平成15年6月から平成16年の9月現在までの1年3ヵ月間、合わせて9年10ヵ月間にわたり、みずからが町長及び市長という行政のトップについていたわけでありますから、とりわけその責任は重いと言わざるを得ません。

けさの中日新聞の1面を見ましても、鳳来町の町長が辞職をいたしております。温泉がないにもかかわらず入湯税を取った。その道義的責任をとって辞表を提出しておるわけであります。そのことと比較して考えてみたときに、本件の重要性は、行政の公正な執行という観点からするならば、極めて重要な問題であるというふうに考えております。

そこで、まず所管の部長にお答えをいただきたいと思いますが、松野幸信現市長の26年間の固定資産税額は、総額およそ幾らになるのでしょうか。

次に、松野市長にお尋ねいたします。

行政のトップとして約10年間在任し、市民の滞納に対しては差し押さえまで行う方が、固定資産税の減免のためにはどういう手続が必要かを知らないなどということは、一般人の常識からすると考えられないことでもあります。あなたは、市税条例第71条第2項の規定を御存じなかったのでしょうか。あるいは、知っておられたけれども、あえて手続をする必要がないと考えておられたのでしょうか。明確な答弁を求めるものであります。

ともあれ、一般市民は住民票や印鑑証明書をとるときは必ず申請書を出しておりますし、市民センターを初め市の施設を借りるときも、事前に申請書を出しているわけであります。減免申請書を出さずに、固定資産税が免除されるのであるならば、これからは申請書を出さずに住民票がとれたり、市の施設が借りられるようにしていただけるのでしょうか。答弁を求めておきたいと思っております。

次に、本件土地の購入についてであります。先ほど関谷総務部長は「決定をいたしており

ません」と、こういう答弁をいただいたわけでございますけれども、実は9月5日、本町自治会、西町自治会、駅前自治会で構成されております駅南ブロック自治会が開かれ、本件土地の貸与契約が平成16年8月末日をもって解約をされたので、この土地を市で買い上げ、駅南ブロック自治会の平常時の自治会活動の大切な場所として貸与していただきたいということで、市に対する嘆願書の署名が町内で回されております。私が間接的に聞いた話によりますと、松野市長自身がある自治会長宅を訪れ、西岡議員が公職選挙法違反ということを言われているので云々ということをお話されたということでもあります。私が申し上げております意味をしっかりと認識をしていただきたいと思っております。

私は、公職にある者が土地を有権者に対し無償提供することは、財産上の利益の供与に当たり、寄附として公職選挙法に違反をすると申し上げておるわけでありまして、したがって、有償契約ならば、公職選挙法違反にはならないわけでありまして、それが有償契約の話を飛び越えて、いきなり西岡議員が公職選挙法違反だと言ったから、8月いっぱい私の土地を使ってくれるようになったというのは極めて飛躍した話で、私にはよく理解ができないわけでありまして、

いずれにいたしましても、今申し上げました事実経過が間違っていると失礼でありますので、松野市長からその経緯につきまして御説明をいただきたいと思っております。

2回目の質問を終わります。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 幾つか御質問をいただきましたので、順番に沿って御答弁申し上げます。

まず最初の、価格が申請書に記入されていないのでということで、この申請は無効であるというような意味合いの御質問をいただきました。

昭和53年当時、納税者がその価格を知るということは、縦覧期間、もしくは閲覧申請によってその価格を知る方法しかなかったということでございます。平成8年からは、各納税者に対しまして課税標準額等通知を申し上げておるということでございます。53年当時、この申請書に価格が記入されていなくても容認をしていたということでございます。

そして、2点目の地目変更の関係でございますけれども、これは明らかではございませんけれども、手続がおくれていたことだろうというふうに考えております。

3点目の公職選挙法 199条の2、公職の候補者等の寄附の禁止の関係でございますけれども、これは司法の判断にゆだねるところになりますので、お答えは申し上げられないということで御理解を願います。

そして、納期限の7日前までに申請されていないと。当初、53年は申請どおりということで、翌年からはという意味でございますけれども、当時、一度この減免申請書が提出されれば、本来、毎年提出しなければならないところでございますけれども、その事実関係、そして現況を

確認して減免を行ってきたということでございます。今から思いますと、事務が規定どおり行われていなかった、また手続の確認をしなかったということは、まことに遺憾であるというふうに思っております。現時点におきましては、その対象物件の事務処理方法すべてについて再点検を実施しておりますところでございます。

そして、26年間分の税額は幾らになるかということでございますけれども、これは個人情報に当たりますので、御勘弁をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私の土地についてのお尋ねでございますけれども、53年当時のお話につきましては、その証明願、あるいは申請書に書いてあるとおりでございますので、改めて申し上げるまでもないと、このように思います。

それから、地目が田になっていて、宅地で申請しているじゃないかという御指摘でございますが、実はあの土地は畑にしまして、松の苗をずっと栽培していた土地でございます。それで地目がそのまま残っていたということですが、私どもとしては現況でその部分が表現をしたということでございます。

それから、寄附行為についての御指摘でございますけれども、私なりには公職についておる者の寄附行為に対する禁止条項というものについては知っておるつもりでございますが、53年当時からの継続的な契約でございますので、前からの続きだと、町長になる前からの課題だという認識に立っておりましたので、御指摘の問題についてはどう判断されるかは、そのポジション、ポジションでいろいろと御指摘をいただければと思います。

それから、この土地に対しての減免事項ということにつきましては、土地の公共に利用させていただく場合の減免事項ということについては承知しておりますけれども、その手続をどういうふうにしていくかという詳細につきましては、私自身も熟知しておりませんので、御指摘をいただきまして、逆にこの手続そのものにも一つの問題点があるのかなということで、手続のあり方について一度検討をするように担当に指示をしたというようなことでございます。

それから、先ほどの御指摘の中で、自治会の動きの中でのお話で、非常に大きな西岡先生の誤解がございますので、この点だけははっきり申し上げておきたいと思っております。

私どもは、この土地につきまして、これもこの前のときにちょっと申し上げましたように、会社の担保で提供しておりまして、その会社を整理するという過程の中で、その会社の負債弁済ということで処分をしたいという考え方を持っておりますし、また銀行も処分せよという指示でございますので、そのようないろんな事情がありますので、自治会長さんのところにあそこの解約をお願いに行ったということでございまして、私としてはこの土地が、今の西岡先生からそういう話があったからどうかということは、私自身は一言も言っておりません。要するに、この土地を売ることにしたので、続けて使っていただくわけにはいかないのです、解約を

お願いしたいと。それで、夏休みの子供たちがラジオ体操なんかをやる間だけはあれして、9月からお返しいただきたいという願いをしたということでございますので、今のお話のようなことは一切申し上げておりませんので、その点だけははっきりと申し上げておきたいと思えます。

それから、自治会の皆さん方が署名運動をやっておられるとかどうかというお話というのは、今実は初めて聞きました。といいますのは、あの土地は何とか、駅南の自治会として非常に利用したいもんだから、何とかならないだろうかというお話は聞きました。ですけれども、これは私の土地の問題ですので、あまり町内でどうのこうのと騒がないでくださいと、私は逆にお願いをしておったような状況でございまして、今のお話を聞きますと、正直申し上げて参ったなというのが実情でございますので、その辺は誤解のないようにしていただきたいと、このように思います。

議長（土屋勝義君） 関谷部長。

総務部長（関谷 巖君） まことに申しわけありません。答弁で1ヵ所落としましたので、つけ加えさせていただきます。

先ほど事務処理上、好ましい方法ではなかったというふうに申し上げました。現在、市といたしまして、合併を機に再点検を行っているということも申し上げました。現在、利用させていただいております土地は、全部で24件39筆ございます。これらの土地につきましては、公共のためにこの土地の利用を地権者の厚意で御提供いただいておりますということで、私どもの事務処理の手續不備の理由等で、地権者に新たに納税をお願いするというのはいかなものかというふうに考えております。つけ加えさせていただきます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 御答弁をいただきましたけれども、自治会の方に言われた私の誤解についての部分については承りましたけれども、それ以外の御答弁は、全くもってお話にならないと思えます。

まず関谷総務部長が申されております減免の問題について、現状を確認して減免をしたんだと。あるいは松野市長は、減免事項については認識不足であると、こういう答弁であったと思いますね。そのことが、実は大変重要な問題なんです。そのことが、行政のトップとしてどうなのか。あるいは、具体的に執行する総務部長が、現状を確認して減免したと。何のために条例があるかということを行っているんですよ。条例に基づいて手續が行われなかった、このことを問題にしておるんです。市長が申されたように、逆に指摘をされて、そういう規定の問題点が明らかになった、あるいはわかったというふうな言い方は、まさに開き直りそのものですよ。全く反省の色がない。先ほど申し上げた鳳来町の町長は辞職をしておるんですよ、政治的

な責任をとって。26年間も、そして自分が町長や市長として約10年、行政のトップにおりながら、そういうことについて、結果としては認識不足であると。しかし、一方では、先ほど申し上げたとおり、一般市民に対しては、税金の滞納については差し押さえしてでも徴収をします。こういうことが公平な行政であるのかどうなのか、このことを問題にしているわけなんです。行政の物差しがないじゃないですか。条例というものが物差しでなかったら、どういう行政をやるんですか。松野市長個人の裁量にゆだねられて、その気の向くまま、赴くまま、こういうことになるんじゃないかですか。そういう恣意的な行政をやってはいけませんがゆえにこそ条例が規定されている。それを全く無視してしまって、自分たちの裁量だけで行政を運営する、執行する。そして、あげくの果てには認識不足であるとか、その条例に基づいた執行がなされてなかったことに対する反省なしに、現状を確認して減免をしておいた。こんなことは答弁になりますか。とんでもないですよ。

価格の抜け落ちていた問題についても、私は申し上げたいんです。そもそも価格とは何を指すのでしょうか。地方税法第34条第1項第5号は、価格とは適正な時価をいうとあります。広辞苑で時価を引くと、そのときの相場。一定時の市価、つまり市場価格とあります。岩波の国語辞典では、その時々の商品の値段、また現在売買すると考えた場合の値段、このようにあります。つまり、昭和53年と翌年の54年とでは、必ずしも時価が同じではないということであり、ましてや昭和53年と平成16年では時価は違うと思います。そこで、私が推測するのは、市税条例第71条第2項の減免申請書の記載事項のうち、第2号の価格だけを記載しなかったのは、うっかり忘れたのではなく、故意に書かなかったのではないかという疑いがあります。

価格は、適正な時価をいうわけですから、昭和53年に時価を書くということは、翌年もまた同様に時価を書いた減免申請書を出すということが前提のはずであります。しかし、昭和53年以降は減免申請書が出されていないという事実を踏まえると、やはり最初から昭和53年だけしか出す意思がなかったのではないかというわけであります。市税条例第71条第2項本分中の、証明する書類の添付も、証明願として添付されており、減免申請書の記載事項のうち、第1号の納税義務者の住所及び氏名、または名称については、住所、本巢郡穂積町大字穂積1109の2、氏名、松野幸信と、全く第1号の内容どおりであり、第5号の減免を受けようとする事由も、理由として第5号の求めるとおりに記載をされております。第2号の土地にあってはその所在、地番、地目、地積及び価格についても、1.所在地、本巢郡穂積町大字別府字堤内四の町1182の1。1.地目、宅地。1.面積2,222平米との記載を見ても明らかなおお、地目が登記簿の田ではありませんが、面積のところまでは、その並び順も、第2号の求めるとおりであります。ところが、突然地積の後に続くべき価格だけが抜け落ちているのであります。どう考えても、価格だけ記載するのをうっかり忘れたというには、余りにも不自然と言うほかありません。あえて書かなかった。なぜか。最初から昭和53年だけしか出す意思がなかったわけだと、この

ように言わざるを得ないわけであります。

そうになってまいりますと、減免申請書を出すことが、固定資産税の減免の要件であるという市税条例の内容を十分熟知しておりながら、先ほど認識不足というお話がございましたけれども、約10年もいて、そういう規定が知らないなどということが、行政のトップとしてあり得ないことだというふうに私は思います。そういう立場からするならば、まさに熟知しておりながら、減免申請書を出さなかった、そういうふうに言わざるを得ないわけであります。

ですから、私があえて申し上げたいのは、その時点で脱税の意思があった。故意です。ですから、私は地方税法第 358条第 1 項の詐欺その他不正の行為によって固定資産税の一部を免れた者は3年以下の懲役、もしくは 100万円以下の罰金、もしくは過料に処し、または懲役及び罰金を併科する。こういう固定資産税の脱税に関する罪、こういうふうに思わざるを得ないのであります。重大な問題でありますので、再度、松野市長から、その真実について明らかにしていただきたいと思えます。

最後に、結論を申し上げたいと思えます。

昭和53年3月18日に一度減免申請書が提出されておりますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、記載事項の漏れた不備な書類であり、本来無効であります。その後も一度も出されていない。かかる事実を踏まえるならば、松野市長は条例に規定された固定資産税減免の手続をとらずに払っていなかった26年間の固定資産税を納付すべきであります。行政のトップとしての責任ある答弁を求めるものであります。

議長にお願いをしておきたいと思えますけれども、松野市長の答弁次第では、4回の質問になりますけれども、会議規則第64条は、第56条の質疑の回数の規定を準用するとあります。そして、第56条ただし書きは、特に議長の許可を得たときはこの限りではないとあります。議会は住民にかわって十分な討論を尽くす場であります。したがって、本件は大変重要な問題でありますので、松野市長の答弁いかんによっては質問の継続を許可していただきますことをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思えます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 53年に提出した書類が不備であったという御指摘でございますけれども、私自身といたしましては、提出した書類が受理していただいておりますので、書類そのものは整っておるという認識でございました。今の話じゃないですよ、53年のときの話ですよ、今申し上げているのは。

それから後の問題につきましても、出す意思がなかったということではなくて、その提出で満たされているという認識に立っておったということでございまして、決してそういうものを出す気持ちが初めからなかったんだということは、西岡先生がどう解釈されるかは別にいたしまして、そういう考え方でこの問題について対応してきたのではないということだけははっきり

りと申し上げておきたいと思います。

それから、この条例につきまして、そのぐらいのことは知っておって当たり前じゃないかと言われますけれども、私はこの減免の制度というものがあるということは知っていますけれども、先ほど事項とおっしゃいましたけれども、制度というものがあるということは知っておりますけれども、そのためのどういう手続をしていくか、どうかということは、はっきり申し上げて、先ほど申し上げましたように、今回御指摘をいただくまで認識しておりませんでしたということを申し上げたと思いますが、現実の問題といたしまして、市の全体を運営していく中での膨大な条例、要綱、規則、すべてを私に熟知せよとおっしゃっていただきましても、まことに申しわけありませんけれども、私はそこまでの対応はしかねますので、問題があったとき、その都度に担当とか、そういうところでその事項についての妥当性とかいろんなことを調査して、報告させて判断をしておるということでございまして、申しわけございませんが、これだけの膨大な例規集をすべて記憶しておるというようなことは、自分自身の能力としてもできかねますので、そのあたりはひとつ御理解をいただきたいと、このように思います。

19番（西岡一成君） 議長、もう1回だけ。今の答弁は不十分だ。まだ時間があるんだから、いいじゃない。

議長（土屋勝義君） 基本的には……。

19番（西岡一成君） 答弁を求めます。質問。

議長（土屋勝義君） 静かにしてください。

19番（西岡一成君） 静かにしてくださいじゃない、まだ16分あるんだから、発言させたいいでしょ。何を言っておるの。

議長（土屋勝義君） 静かにしてください。

〔発言する者あり〕

議長（土屋勝義君） 私がこれから申し上げることについて……。

〔発言する者あり〕

議長（土屋勝義君） だれがそんなことを言っているんだ、静かにせい。

19番（西岡一成君） 静かにせいじゃないでしょう。

議長（土屋勝義君） そういうことを言われるならば、ここで打ち切るということを言いたいぐらいですよ。

西岡君の質問について、本件に関する質問、既に3回になっております。規定であるならばこれをもって終わりにいたしますが、会議規則第56条のただし書きにより、今回、簡潔に、特に1回だけ許します。

19番（西岡一成君） ありがとうございます。

やはり討論というのは十分尽くさなければいけません。1時間という持ち時間をお互いに確

認をして実行しているわけですから、その枠の中であるならば、議員の発言というものは住民の声である。そういう立場で、議長は運営をしていただきたい。

それで、今の答弁でありますけれども、先ほど来何回でも市長と総務部長の答弁に申し上げておりますけれども、要するに現行の条例に規定した要件を満たしていないということなんです。にもかかわらず、固定資産税の減免が行われてきた。そのことが問題なんだ。もし住民が申請書を出さなかったならば、住民票や印鑑証明書、これを渡してくれるか。これは先ほど申し上げたとおりなんです。市民には、申請書を出さなければそういうものは交付をしない。けれども、市長は申請書を出さなくても固定資産税が減免される。こういうことでいいのかと言っておるんです。こういう行政が公平な行政なのかどうなのか。住民から見た場合に、信頼に足り得る行政なのかどうなのかということをお願いしておる。私が申し上げておるその趣旨について、全く受けとめられておりません。そのことが問題なんです。

いろいろおっしゃっておりますけれども、全然ピントの合った真摯な、住民に対して向き合うような答弁にはなっていない、このことなんです。向き合うならば、当然潔く自分は条例に従った行為を行っていなかった、そのことの責任をとって、26年間の固定資産税を支払うべきではないかと、このように申し上げておる。最後に質問をして終わりたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私も同じようなことを何回でも申し上げるようなことになるわけですが、要するに減免の手続が、というのは53年のときの申請手続において完了しておるという認識に立っておるということでございまして、決して脱税する意思を持っていたという性格のものではありません。そして、現実の問題として、私としては固定資産税として請求をいただいたものについては全額払ってきておるわけございまして、これからもこの考え方については何ら変わりません。

議長（土屋勝義君） 次、6番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野君。

6番（松野藤四郎君） 6番、民主党の松野でございます。2点について質問したいと思いません。

1点目は、木造住宅耐震補強工事補助制度の創設、2点目が、施設管理公社の雇用関係、賃金等、こういったものについての見直しについて御質問をいたします。

初めの木造住宅の耐震の関係でございますが、東海・東南海地震、これは今来ても不思議ではないと、こう私が会社へ入社して間もなくから、もう30年近く言われております。東濃地方は、ずうっと前から強化地域になっています。

先日、9月の初めに、また7日にも地震が3回発生をしております。数十秒間続いており、大地震が来たかなあと、こういうふうに思いましたが、結果的には東南海沖地震を誘発するプ

レートではなかったということでございます。新聞報道によりますと、大垣市で震度4ということが発表されております。

今から150年前になりますと、安政の東海地震が1854年12月23日、マグニチュード8.4ということで発生しております。その明くる日24日には、これも安政の南海地震、これが発生しております。同規模のマグニチュード8.4でございます。この二つの地震は、駿河湾から遠州灘、そして紀伊半島沖と、私たちの住んでいる東海地区、そういったところで一帯に発生し、大変な災害が出ております。当時、死者が2,000人から3,000人、家の倒壊、焼失した家屋等を合わせますと3万戸という大きな被害を受けております。静岡県の大井川河口付近のある町においては、町全体が倒壊したということが記載されております。

翻ってみますと、私たちの住んでいるこの地域にも、明治24年10月28日午前6時37分11秒、これが濃尾大震災でございます。根尾村の能郷地区の藤谷というところが震源地の発生でございます。当時の資料によりますと、岐阜測候所の資料でございますが、上下、今の直下型ですね。及び水平移動、こういった起こりが数十秒間続き、測候所の機械が壊れて測定できないと。最大のマグニチュード8.4、これで針がとまってしまったという大きな地震でございます。いかに地震が激しかったかということがよくうかがえると思います。

私たちの住んでいる濃尾平野、西濃地区から岐阜方面は、長良川、揖斐川といった大きな河川、昔は決壊等し、この地域も何回か水害に遭っています。そういった土石流等の堆積によって非常に弱い地域だと。非常に立地の悪い条件であるとともに、地震が発生した朝6時37分は、皆さんが朝食をしている時間帯。ある部屋にたくさんいました、そこで御飯を食べていました。そういったときの被害ですから、本当に死者がたくさん出るということでございます。

昔から言っていますね。地震・雷・火事・おやじと、こう言っておるんですが、この瑞穂市は地震・雷じゃなくて水害というんですね。地震・水害・火事・おやじと。いかに先人たちは地震や水害を恐れていたかということがよくうかがえると思います。

当時の資料によりますと、この穂積地域には人口が7,653名いたそうです。地震で亡くなった方が142名、負傷者が765名。建物については1,576戸の家がありました。全壊したのが1,548戸、半壊が27戸、全焼が1。したがって1,576戸全部が被害を受けた。この穂積はですね。いかに濃尾大震災はひどかったかということでございます。

あすから住む家もない、食糧もない、こういうことが続きました。例えば今のお金で換算しますと、1万円でお米が1斗3升買えたとしますと、地震があった明くる日から4升しか買えなかったと。3倍以上も値上がりしたと。また、大工さん等も引っ張りだこということで、人夫賃がすごく上がったと。非常に物価等が値上がりしたということでございます。

そこで、こういった大きな地震は、90年から150年の周期で発生すると言われております。それが、まさにことしがその150年に当たります。安政地震が1854年ですから、そこで150を

足していただきますと2004年になります。地震が来てから対策を実施してもだめでございます。そこで、大規模地震発生時の老朽化木造住宅の対策でございます。

これは、建築法の見直しにより、56年6月以降に着工された建物については、震度7に耐え得る設計等がされておりますので、よろしいんですが、それ以前の建物については、まだまだこの瑞穂市には2,000から3,000戸近くあるのではないかというふうに思っています。

そういった住宅の耐震診断をするための制度はもちろんつくってあります。昨年度は37市町村でそういったものに参画をされておりますが、今現在は47市町村がこの耐震制度を活用されておる。もちろんこの瑞穂市も都市整備部が窓口になって行っております。けれども、今までにこの制度を利用された市民の皆さんは、去年の資料を見ますと数名だと、五、六人だというふうに言っております。ことしの予算を見ましたら、10万円しかそれが計上してありません。今、耐震診断をするには、大体3万円から5万円近くかかると。3万円のうち、県は1万円補助しましょう、市は1万円補助しますよ。あと残りは皆さん御負担してくださいと、こういうことですから、10万円ということは補助が1万円、10軒のお家しか見てないと。いかにそういった制度を活用しないかというPRを市ではなされていないというふうに思うわけでございます。

また、診断結果によって補強しなければならぬと判定された木造住宅の補強工事、これには、新聞等で見ましたら260万から270万近くのお金がかかるそうです。

県は、その制度と申しますか、耐震補助制度の創設ということで、16年度120万円を限度としてつくりますと、こう約束しております。県については、その4分の1、最高額30万円を補助しますよと言っておりますが、いまだかつて瑞穂市にはそういった制度の創設がないと思っておりますので、これは県の意向を踏まえて、早急にこの制度の実現をしてほしいというふうに思います。

2点目の施設管理公社の問題でございますが、寄附行為の第1条には立派な目的が書いてあります。この法人は、瑞穂市における公用施設及び公共施設の効率的な管理運営を目指し、市行政の推進に協力するとともに、市民の健全な生活と資質の向上を図りながら、市政の進展と福祉に寄与することを目的と申しております。また、事業の内容等については、公用施設及び公共施設の管理運営に関する調査・研究、また自転車駐車場条例に規定する駐車場の管理、3点目が、公用施設、公共施設の管理、4点目が、その他目的達成のために必要な事業を行うと、こう言っております。

業務内容等については、昨年度から今年度の予算を見た場合に、2割近くの増加となっております。これについては、生津のふれあい広場等のお金、それから巢南の複合施設、センターですか、そういったものが加わってきて若干の増加があったというふうに思います。

そこで、施設管理公社の雇用職員については、99%近くの方は会社を定年退職されて、いわ

ゆる60歳以上の方がほとんどじゃないかというふうに思います。まだまだ60歳以上の方は働けます。こういった施設を利用していただくのも結構でございます。けれども、現在、日本の経済はどうでしょうか。大企業は少しはよくなってきたということを竹中経済大臣が言っております。私も、ある企業の組合の大会に行きました。そこでは、経常利益等が去年よりよくなってきたと言っておみえの組合もございましたが、中小企業等については、まだまだ不況を脱しておりません。企業の倒産、合理化等で解雇された40歳、50歳、会社にとっては必要な方ですね。本当に働き盛りの人、そういったものが必要になるわけでございます。子供の教育費、住宅ローンの返済等で大変生活に困っております。

そこで、この管理公社をその方々が選ばれた場合、この職場に勤めたいと言われたときの賃金でございますが、施設公社は日額で払っておりますから6,000円から七千数百円というお金をお支払いです。したがって、1ヵ月13万から十五、六万程度にしかありません。私は、60歳以上の方は年金等ももらっておみえですので、いいと思いますが、本当に生活に困っている40歳、50歳、どうしても働きたいんですが働けない、こういった方がこの職場を選んだときに、果たしてこの賃金でいいかなと。これには条例の改正等もございしますが、前向きの御答弁をお願いしたいと思います。

これで、寄附行為の1条にありました。「市民の健全な生活」というふうに書いてありますが、これは何を基準にしてこう言われているのか。どういう思いを込めた市民の健全な生活か、そこら辺の御答弁をお願いしたいと思います。

以上2点ですが、地震については、市側は耐震診断の制度があるということをしてPRする。それから、補助制度の限度額が120万円ですから、県がそのうち4分の1を見ます。市もそういったものをつくってほしい。この2点。施設公社については、働き盛りの40歳、50歳以上を受け入れる賃金体系に何とかならないか、この3点について、質問を終わります。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 私の方からは、木造住宅耐震補強工事の補助制度の件について答弁いたします。

平成10年度4月から木造住宅耐震診断助成事業が創設され、本市においても要綱を設置いたし、実施しております。対象となる住宅は、昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、階数が2以下のもの。その他諸条件等ございますが、詳しくは担当課、都市開発課の方までお尋ねいただきたいと思います。

助成の内容は、御質問のとおり、補助対象限度額が3万円で、そのうち国が1万円、県及び市のトータルで1万円ですが、2万円の補助をしております。現在までの旧穂積、巢南町、当時の10年からの申請件数は、14年度が3件、15年度が2件、今年度は現在までで4件でございます。

PRにつきましては、創設以来、岐阜県広報及び広報「ほづみ」「すなみ」等に掲載してお知らせしましたが、今後も広報「みずほ」等により周知をいきたいと考えています。瑞穂のホームページにも掲載済みでございますので、ごらんをいただければと思います。

木造住宅耐震補強工事の補助制度につきましては、地震に強い安全なまちづくりを目指すために、建築してから一定の期間を過ぎた木造住宅の耐震化を支援するものでございまして、倒壊のおそれがあると診断された住宅の耐震補強工事に対して助成するものでございます。今後、耐震補強工事に対しましての助成につきましては、市としても検討していきたいと考えております。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） それでは、私の方から藤四郎議員の施設管理公社の雇用、賃金体系の見直しについてということについて答弁させていただきます。

まず御質問の趣旨は、瑞穂市管理公社は、市から受託した公用施設等の管理保守事業を実施していると。近時、経済は回復傾向にはあるけれども、企業の倒産・合理化等で解雇される40代から50代の方がふえていると。当管理公社は60歳以上の方が大半ではあるが、再就職の場として一律の額ではなくて、雇用、賃金体系を見直し、見合ったベースにはならないか。要は、雇用対策を含めて実施できないかというような趣旨であろうと思います。

まず、現在までの経営現況についてお話しさせていただきますと、瑞穂市管理公社は旧穂積町時代の平成9年の4月に創設され、行政から独立した財団法人として、その役割を果たしてまいりました。現在の職員は、雇っております職員数ですが89名でございます。平成16年度予算で1億9,439万9,000円という予算でございます。平成15年度の1億6,237万6,000円に比較しますと3,202万3,000円の増となっております。これは、大きくは平成16年度からは旧巢南町分の施設管理をあわせて実施したことによってふえているというものでございます。

次に、議員も御承知かと存じますがけれども、当瑞穂市施設管理公社の雇用職員の就業につきましては、規定によりまして職種が次のように定められておるわけでございます。公社の一般事務について、補助的な単労の事務と。そして自転車駐輪場の管理業務、そして市から受託した一般廃棄物処理センターの管理業務、市から受託した公園等の公用施設及び公共施設の管理業務、その他業務に臨時的もしくはその以外のものの業務というふうに書いてございまして、単純な労務や管理業務について限られているわけでございます。

また、御指摘の賃金につきましては、現在の賃金体系につきましては、職種によって時間給は異なっておりますけれども、例えば美来の森の業務は1時間当たり960円でございます。公園等の業務につきましては時間当たり860円、缶の回収業務については時間当たり860円、駐輪場の業務は1時間当たり805円、総合センター等の施設管理業務につきましては1時間当たり805円ということで、そのほかとしまして、厚生年金、健康保険、介護保険、雇用保険、労

災等事業者負担として諸経費の約15%を支出している状況でございます。

職種や勤務時間は、業務によって当然異なってまいりまして、募集の段階で本人の希望や選択によって決めていただいているものでございます。時間給については、現時点においては民間の賃金に比較してもそんなに遜色はないものというふうに思っております。

次に、職員の雇用につきましては、50代の職員につきましては一部採用いたしております。というのは、パソコン等の関係もございまして、全部が全部使える人ばかり対象になりませんので、一部採用しておりますけれども、基準としては60歳以上の人を対象に採用いたしております。現在の雇用の平均年齢は63歳でございまして、雇用は最長5年ということで、また70歳までとしております。

賃金体系としては、議員もございましたように、勤めていただいている方は14日以内とかいうことで、健康の関係もございまして、全部勤めたいという人ばかりではございませんので、日にちによって14日以内というのもございますし、大体20日前後というので、大体七、八万から十二、三万が手取りになるのではないかとこのように思っています。現時点では、雇用者は60歳以上でありまして、ほとんどの方が年金受給をされておる方でございます。

最終的に、この現在の管理会社というものをどう理解するかということでございますけれども、現在は雇用目標としては60歳以上という年齢を対象にして雇用して、働くことを通じてみずからの健康と、そしてまちづくりの一端を担っていただくということを主に考えて、管理会社を運営しているということでございます。

また、現在シルバー人材センターもございまして、その関連も含めて調整も図りながら進めていきたいというふうに考えております。

最後になりましたけれども、議員御指摘の40代、50代の再就職の場の確保ということになりますと、全く民間と同じような条件になってまいりますので、そのような条件で雇用対策をどう講じるかということについては、現時点では問題があるというふうに思っております。要は、40代、50代というのは、勤労年齢の対象雇用の関係でありまして、考えねばならないとは思っておりますけれども、今後の問題となってきます定年退職は65歳というようなことによるもの、そして勤労年齢の引き上げによる制度のあり方、さらには年金とか、介護の問題に至るまで、管理会社のあり方のみだけで解決できるとは思えません。今後、その問題については、国の制度の対策並びに民間企業も含めた総合的な対策が必要であるというふうに考えます。現時点では、管理会社として、今の行き方を運営していくことが当分望ましいというふうに考えています。そんなことから、管理会社としては、今後のあり方も含めて適正な雇用、賃金体系の確保には努めてまいりますが、議員の御理解をお願いいたします。

また、最後になりましたけれども、ハローワーク等の活用につきましても、すべての職種において活用をいたしております。よろしくをお願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） それでは、都市部長の方から御回答のありました地震の関係でございますが、15年度2件、14年度3件ですか、今年度は4件ということで耐震診断をされているということですが、これは私が思うには、PRの仕方が悪いと思うんですね。ホームページに書いてあるからそれを見なさいとか、広報に載っているからというんじゃなくて、例えば防災訓練等を各自治体等でやっていますね。そういった席上に市側からどしどし積極的に来ていただいてPRする、これも一つの方法だというふうに思います。

それから、県は16年度から倒壊のおそれありとされた木造住宅の補強工事を実施する木造住宅耐震補強工事補助制度をやると言っております。県は、予算5,000万を見ており、件数としては170件弱と少ないんですが、そういったものをやると言っておりますが、この瑞穂市、部長の答弁ではあまり前向きじゃないと解釈したんですが、市町村も4分の1の30万円、こういった制度をつくっていただいて、皆さんが安心して住める住宅にしてほしいというふうに思います。

それから施設公社の問題ですが、助役さんの方から御答弁がございました。採用については、何か60歳以上を対象にして採用していると言われましたが、これはどこに書いてあるんですかね。私、読んでおったんですが、雇用職員の採用については、そんな年齢は書いてないんですが、そこが疑問に思います。

これは、今現在公社ですので、なかなか競争意識が出てこないということで賃金も押さえても結構だというふうになっておるのかなあと思うんですが、これが会社方式でしたら、もっともっと能率よく事業をやると思うんですね。そして利益を上げてくるというふうです。60歳以上の方がほとんどですから、申しわけないですが、仕事が遅いんですね、はっきり言いますと。40代、50代、頑張っておられます。要は、その人の能率に合った賃金を支払うのがベターだというふうに思いますね。ですから、40代、50代の人にも一律の賃金じゃなくて、もっともっと前向きに改善していただいて、雇用の安定に努めていただきたいと、このように思います。御答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） それでは、管理公社の件についてお答えをさせていただきます。

今40代、50代ということでございますけれども、60代以上を雇うというふうには何も書いてございません。管理公社としての最初の成り立ちの中から、高齢者の対策も含めて60歳以上の人を基本的に働いていただいて、そして公共事業の中に参画いただくというようなことで今まで来ておりますので、そのことを尊重して運営しているということでございます。

40代、50代となりますと、御指摘のありましたように、要は就労対策としての問題をきちっと考えていかなければならないというふうに思うわけです。ですから、今の私どもの管理公社としましては、現実の問題としては、今までの制度の中では、退職して、それ以後というような制度の中から考えているものでございまして、現状で考えましても、今勤めていただいている方の健康診断等もやるわけですが、75%以上が診断を要するというような方でございます。現実的にはそういう現実でございまして、やはり健康とあわせてやっていただくというような体制の中で、今計画も組んでいかなければならないと思っています。

効率性につきましては、議員も御承知かと思うんですけれども、管理公社としては公共用の事業につきましてかわってやっていただいておりますけれども、民間の事業に比べまして、管理費等もすべて省略しながら経費を省略して、その中で運営をいたしておりますので、経費としては非常に効率的な運営になっているものと思っております。ただ、今の賃金の時間給につきましては、いろいろ思いがあろうと思います。今の800幾らが高いか安いかという問題もあるろうと思います。現在のところ、私どもとしては民間と比較しても、補償も含めると千二、三百円にはなるわけでございますので、遜色はないというふうに理解をいたしております。

今後、今御指摘がございました就業対策につきましては、別途の問題として、ある程度これからの問題として考えていかなければ、この管理公社自体が考えたらうまくいくというわけではないというふうに思うわけでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 松野君に申し上げますが、1点につきまして、前段ですが、その問題としては要望として解釈してよろしゅうございますか。

6番（松野藤四郎君） その制度の創設をお願いしたいということですね。

議長（土屋勝義君） 答弁は。

6番（松野藤四郎君） それからもう1点ですが、施設管理公社に関する関連でございますが、例えばそこで事故等あった場合、雇用された職員が。そういった事故等が発生した場合には、労基の方へ報告をしてあるかとか、それから休業した場合の補償制度はどうなっているか、そこら辺、簡潔にお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） けがをした場合等につきましても、健康保険等もみんな入っていただいておりますし、労災も全部入っておりますので、すべてそういうものを含めて雇用させていただいているということで御理解いただきたいと思います。ですから、賃金等を比較する場合も、それも含めて考えなくてはいけないかなというところも御理解賜りたいというふうに思います。

6番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

議長（土屋勝義君） ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時42分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

18番 澤井幸一君の発言を許します。

18番（澤井幸一君） 18番 澤井幸一でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

旧穂積町、旧巢南町が合併し、瑞穂市が発足してはや1年4ヵ月を過ぎました。この機会に、私は旧穂積町時代からの歴史を振り返り、その後の瑞穂市の行政に正しく反映をさせなければならないと思い、2点を質問させていただきます。

1点は、犀川開発に関する問題であり、2点目は、敬老会の開催についてであります。

初めに、なぜこの問題を取り上げたかということをお明らかにしたいと思いますが、市長もよく御承知のとおりでございますが、旧穂積町は水害に苦しみ、これまでも治水事業は全力を挙げてこられました。その中で、犀川開発は地元住民の願いであり、松野前町長の時代からも、議会こぞって毎年のように国会に陳情を繰り返し、全力を挙げてこられました。「今回の犀川開発事業はその一つであると思います。」犀川開発事業で私たち住民並びに地権者は、自分たちの土地の面積が3分の1になるということをお承知で治水のために協力をしてまいりました。その延長線ではありますが、この事業の犀川開発事業計画があり、ことしでほぼ完成をするという話を聞いておりますが、その区画の中で、約3万坪は株式会社プラント60が6,000坪の店舗を計画しており、来年3月には開店するめどに至っておるということをお聞いております。この開店をすると同時に、この道路では大変車が渋滞するということで、整理に今後困るのではなからうかと思っておりますが、その区画の中に18メートルの東西の道路が完成しておりますが、この道路は宝江の171号線に平面交差で信号機を取りつけられ、穂積老人ホームの前を通ることになるので、その道路整備はどのように計画をされておられるのか。また、信号の設置はどこどこに計画をされておられるのかということをお質問したいわけでございます。

私は、この今の157号線が何月に開通するのかということもお尋ねを申し上げ、またこの店舗は大きなショッピングでございますので、双方から大変お客さんが殺到するかと思います。営業に支障を来さないよう、道路計画も、また道路整備もしていただきたい、こんなことを願って、後ほど市長さん、並びに担当部長からの御答弁をちょうだいしたいと思います。

また、次に敬老会の開催についてでございますが、昨年度は旧穂積町、旧巢南町、午前・午後に分けて、歌手の森進一さんの物まねをお招きをして、一日、敬老会の皆さん方に楽しんでいただきましたが、その後、地元に戻りまして敬老会の方々が、きょうは大変残念だったというような声を聞きまして、また来年度、平成16年度は素晴らしい計画をされるかと思っておったわけでございます。つい20日に、もう敬老の日でございましたが、自治会で敬老会を開

催されておられるところもあると聞いておりますし、また自治会ではとてもやれないというようなことで辞退されておられる自治会もあると聞いております。

なぜ私はこのことを質問させていただくかということ、1人800円の補助をするということで、実は敬老会の皆さん方は、大変心外だとぷんぷん怒っておられるわけですが、私は金とか演芸を見ることが敬老会の日ではないと思っております。自治会単位でやれというような押しつけはどうかと思うわけですが、担当部長さんに御答弁をちょうだいしたいと、こんなふうに思っております。

何でこのような質問をさせていただくかということ、今まで旧の穂積町のときには長島温泉へ行き、また一堂に会して芸能を見ていただいて食事をとっていただいたこともございます。そんなようなことがいまだに残っておるかと思ひましてこそ、この800円の補助金ではというような不満があるかと思ひます。また、巢南におきましても、実は演芸と呼ばれて、そして一日楽しんでいただいたということも聞いておりますが、こうした敬老の皆さん方を祝う会でございますから、市として一堂に会して、立派な祝う会を計画していただきたいという願いと同時に、記念品等々を贈呈していただくと幸いかと、こんなふうに思っております。

敬老会というのは、いろいろ計画、あるいは企画があるかと思ひますが、身近に根尾のうすずみ温泉を利用しても結構ではなからうか。そうすれば、樽見線の協力もできる。そして、うすずみ温泉の協力があって、また理解をしていただきまして、ある程度のサービスがあるかと思ひますが、そのような計画。また、羽島市、あるいは岐阜市、大垣市、本巣市等々もいろんな思案を持って計画をされておられますが、答弁によっては、いろいろなことも聞いておりますので、再度また質問申し上げたいと思ひます。

簡単でございますが、的確な御答弁をちょうだいしたいと思ひます。よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 私の方からは、犀川遊水地事業につきましてお答えさせていただきます。

昨日の浅野議員さんとの答弁もありまして、重複すると思ひますが、よろしく願いします。

犀川遊水地事業は、御承知のとおり昭和56年度から当時の建設省、現の国土交通省により進められております。この事業は、本市の治水の根幹となります大事業と認識し、着手できましたことに、関係地権者の皆様の深い御理解、議員及び先人の皆様方の強力なお力添えがあったゆえのたまものと感謝をいたしております。きのうお答えのとおりですが、まだまだ諸事業がございまして、現在までには治水の安全度も相当高くなっておりますが、重要事業が山積いたしております。今後も事業の関係者のさらに深い御理解賜りますようお願いいたします。

また、事業区域内の30町歩の区画整理事業も、組合により、現在着々と進められており、今

の計画ですと、平成18年度には土地所有者の皆様にご使用していただける運びとなっております。この中には、大型商業施設も誘致をされ、市及び町の活性化、また雇用の場として、来年春にはオープンされる予定となっております。

そこで、御質問の主要地方道北方多度線の開通につきましては、来年の夏場ごろ全線開通の予定で、県により進められております。

区画整理事業の18メートル道路の接続につきましては、現在の予定では、紀文工場南を西に向け、その先で右折をさせ、ほづみ園南道路と交差をさせ、さらに西進して、県道の美江寺西結線に接続する計画で、地元宝江地区の概要説明を先般終えております。当面は、ほづみ園南を県道に接続させる事業を先行していく計画で進めております。北方多度線の新堀川西の市道交差点の信号機は、全線開通と同時に設置されますが、市道別府祖父江線、野白地内でございますが、交差点は要望はしておりますが、時期としては、まだ現時点では未定でございます。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 澤井議員さんの、敬老会のあるべき姿についてどう考えているか、今後の敬老会についてどう考えているかとの御質問にお答えいたしたいと思っております。

敬老の日は、国民の祝日に関する法律に定められているように、多年にわたりまして社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う日でありまして、また老人福祉法に定めておりますように、広く国民が老人福祉についての関心と理解を深め、かつ意欲を高める日となっております。このようなことから、昨年度は合併によりまして敬老会の対象者が増加したことによりまして、15年度につきましては午前・午後の2回に分け、1日で行いました。皆様方から大変いろんな御意見、御批判をいただいたところでございます。

これを受けまして、平成16年度の敬老事業については、種々検討いたしました結果、今までの市の主催の敬老祝賀会にかえまして、各自治会単位を中心に、各地域の関係団体の御協力によりまして、地域コミュニティーを大切にしていきたいというような観点から、自治会をお願いするということ、市として決定させていただきました。

自治会連合会理事会で御説明を申し上げましたが、このときにもいろんな御意見、御批判をいただいたところでございます。しかしながら、ふだん接することができない老人を見守るためにつきましては、地域の皆様方の御協力が必要であり、地域コミュニティーを大切にすることで、年1度ぐらいは地域の公民館に集まっていただきまして、敬老事業を実施していただきたいという趣旨から変えたわけでございます。

今回、澤井議員さんの御指摘いただきましたいろんな貴重な御意見を十分に参考にしながら、来年度に向けて検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） 御答弁ありがとうございました。

まず犀川開発の道路計画でございますが、信号を設置するのは、開通と同時に信号の設置と言われますが、現在、祖父江の新堀川が、南から来る道路が完成をしておりますが、あれが行きどまって、乗り上げはだめだということになっております。あそこだけでも私は信号を設置していただきたいと同時に、野白の幹線を走っております花塚祖父江線でございますが、これは市道でございますが、野白のお宮の東の平面交差、これも危険性がありますので、早急に信号の設置というものを計画していただきたいと、こんなことを強く要望しておきます。

と同時に、犀川開発事業でございますが、先ほど区画の方も、平成18年度には完成の見込みという御答弁をいただきました。せっかく新開発で新しい改革をされるのなら、当然電柱も立つかと思えます。せっかくでございますけれども、ケーブルにしてはどうかという要望もさせていただきます。これは、国の予算が要求すればできるかと思えますので、厚かましい要望かとは思いますが、新市に向けて、そんなことも計画していただいて、強く要望して設置をしていただきたいと、こんな要望をしておきます。

また、敬老会につきましては、先ほど部長の方からいろいろ御答弁をいただきました。私も、敬老会というものはただ補助金、あるいは演劇を見せるのが敬老会ではない。そして、今瑞穂市には2,870人の敬老の方がお見えになりますが、2,870の方が一斉に集まれとは申しませんけれども、今までの経緯を振り返ってみますと、旧穂積町は長島温泉、そして巢南は地元でいろんな歌手を呼んで一日過ごされたということを聞いております。そういう思考が残っているからして、いろんな御批判があろうかと思えますが、いっそ計画をするならば、2,870人は出席はできないけれども、愛知県の蟹江温泉でも借り切って、一日ふるに入り、演劇を見ていただき、歌を歌っていただき、また食事也十分、個人負担でやっていただければ結構ですから、そんな趣向も考えていただきたい、こんなことを強く要望いたしまして、質問を終わります。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 敬老会の問題について、大分御批判を受けておりますけれども、敬老会ということだけで一つ取り上げて議論するんじゃなしに、高齢者福祉というものをどう考えるかという時点で、その議論の中でとらえて見ていただきたいということを、ちょっと余分であるけれども、お願い申し上げるわけです。

現実の問題として申し上げますと、今御存じのように介護保険、もとす広域の介護保険の年間に必要な経費というのは、毎年3億ずつふえております。それで、この分はどういうことになるかということ、もちろん国も負担をしてくれますけれども、各自治体の負担と保険料の拠出者で負担していくということになるわけでございまして、この増嵩傾向はこれからも続くと考えておかなければいけないと、このように考えております。

そういう意味で、高齢者福祉全体の中でいろんな形で行っております施策の中で、どの施策にポイントを置いていくか、どこまで財源をそこに集中することができるかという時点も十分

に御理解をいただきたいと思います。決して私は敬老会の費用をけちるとか、そういう意味で申し上げているわけではございませんが、現実の問題として、高齢者の方に長寿お祝い金ということでお渡ししておりますお金が、今年度の場合で約 1,150万でございます。このお祝い金も、いつまでお届けすることができるかということも考えていかなければならないという事態もある得るかと思えます。

それから敬老会を、私は今の御意見もよくわかりますけれども、敬老会には75歳以上の方々ができるだけ参加していただくということも大事じゃないだろうかと思えます。遠くでとか、いろんな形で企画するときに、やはり健康上の理由とかいろんなことで、逆に言うと出席できない、要するに元気な方だけが集まる敬老会になってしまう危険性も、失礼ですけどもあるんじゃないかと、こんなふうにも思えます。私自身、このたびの自治会で主催をしていただいております敬老会へも、2ヵ所ばかりお邪魔させていただきました。またあすもちょっと来いというお話ですので、お邪魔させていただきますけれども、そこでのお話の中では、遠くへは行けないけれども、公民館までぐらいなら来れるでということで、今までこういう会には一度もお顔を出されなかった方がそういうところへ出てきて、隣近所の方と非常に楽しいひとときを過ごされているという風景を拝見しておりまして、これも敬老の一つのやり方かなあというようにも思っております。

ただ、今年度、各自治会にお願いします過程の中で、前のときにもお話し申し上げましたように、自治会へお願いするための時間が非常に遅かったということ。また、何を考えているのかという、私どもの考え方を十分お伝えできなかったという点については反省をしておりますし、またこれからいろんな形で敬老会を進めていく場合に、今の御意見なんかも踏まえながら、どんな形がいいのか、どこまでやれるのかということもいろいろと検討していきたいと、このように考えております。

議長（土屋勝義君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） ちょっと要望でございますが、1点忘れましてので、要望しておきますが、157号線が来年度8月か9月に完成するという御答弁をいただきました。

そこで、瑞穂市として、道の駅の計画はあるのかないのかということもお尋ねをさせていただきます。といいますのは、3月に巢南の新井議員の方からもそんな質問があったかと思いますが、幸い完成のめどに入ってくると同時に、8月に開通するというような予定でありますので、せっかくの機会でございますので、道の駅の計画そのものがあつたら御答弁をちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 道の駅のお話でございますけれども、今、農産物の直販所のあり方ということについて、農業振興協議会の方でいろいろと御検討をお願いしておるわけございませ

て、私はこの直販所をぜひやりたいと思っております。そこに一連のつながりの中で併設ができたらなど、こういう思いではあります。

議長（土屋勝義君） 8番 堀 孝正君の発言を許します。

堀君。

8番（堀 孝正君） 8番 堀 孝正でございます。

一般質問をさせていただきます。

私は、3点につきまして質問させていただきます。

まず第1点目でございますが、これまで、今回の議会の一般質問におきまして、小寺議員、さらには今澤井議員の方からも質問がございました敬老会の行事、祝賀行事についてであります。

御案内のように、この時期、テレビとか新聞等マスコミによりまして、各市町村におきます敬老会の行事、いわゆる祝賀行事が報道をされております。その中にありまして、我が瑞穂市におきます75歳以上の老人の方々は、先ほどもありましたように、ちょうど2,800名でございます。その内訳は、明治生まれの皆さんがちょうど91歳以上だと思っておりますが、95名でございます。また、大正生まれの方、これは77歳から90歳までの方々1,808名でございます。そして昭和生まれの75歳以上77歳までの方々は967名でございます、人口に占めます割合は5.7%でございます。

この明治、大正、昭和、そして平成と4時代、また大正、昭和、平成の3時代、そして昭和、平成と2時代、まさに激動します時代、社会を生き抜いてこられました。特に第2次大戦の、あの廃墟の中から立ち上がり、家庭、地域、そして国家のために御努力をいただきました。この日本が世界の中におきまして、先進国、経済大国と言われるような発展に御貢献をいただきました、その礎をつくっていただいたわけでございます。この御労苦に対しまして深甚なる敬意と感謝を申し上げ、御長寿をことほぎ、そしてささやかなお祝いを申し上げるのが敬老会ではないかと思うわけでございます。

また、合併によります新市瑞穂市の誕生によりまして、この敬老会対象の皆様方におきましては、やはり何らかの期待もされておったのではないかと思うわけでございます。それが、逆に昨年の敬老会、まさに期待外れ、もう二度と出席しないというような不評の行事であったと聞いております。その経過からいきまして、本年はどうかと申しますと、その行事はなし。一方的に自治会連合会にその行事をゆだねるべくお願いをしたところ、連合会からは一蹴されました。当然でございます。そこで断られるや、市の補助金要綱をつくり、これまた一方的に自治会に、この行事を行ったら対象者1人当たり800円ずつ、申請書を出せば補助金を交付しますと。私は今、田之上の自治会長も兼務をいたしておりますので、これはどういうことかということで、余りにも一方的でございます。まさに1年に一度のささやかな楽しみ、それを裏

切るような一方的な老人福祉、高齢者福祉と言っても私は過言ではないと思います。切り捨て行政の責任転嫁ではないか。なぜ議会に相談もなしに、このことについて行ったかということをお尋ねしてまいりたいと思っております。

この敬老会のことにつきまして、旧穂積町と巢南町の合併協議会でどのようにすり合わせをしてきたのか。二つ目といたしましては、老人福祉の切り捨てで、これはだれが決定したのか。三つ目としまして、自治会連合会とも十分な協議なし、一方的な自治会への責任転嫁ではないかということにおきまして、きのうの小寺議員の質問に対しまして、93の自治会の中で問い合わせが58、そして何らかの関係で実施した自治会が26自治会。実はこの26の自治会の中に私の田之上の自治会も入っている。これはどういうことをしたか。子ども会がいろんな奉仕作業をしたり、お祭りでおみこしをして、寄附金といいますが、そういうものが入ります。そのお金の中から紅白のまんじゅうを1個 300円、紅白で 600円。それを75歳の世帯に、子ども会が自分たちであれした中から出したんです。こういう形でやった。それがこの26の中に入っているんですね。

私は、少なくとも旧巢南町時の敬老会に比べて、言語道断の措置であります。このことにつきまして、旧巢南町長として、また現の助役、そして今、社会福祉協議会の会長として、福野助役におきましては責任ある答弁を、そして今後のあれは、御答弁によっては再質問、再々質問でしっかりとその責任を聞かせていただきたいと思っております。

2点目であります。水道部長にお尋ねをしてまいりたい。下水道の整備促進についてであります。

さて、下水道はどこに住んでいても、すべての人が快適な文化生活を営むためになくはない施設でございます。また、美しい自然を支える清流を将来にわたって守っていくためにも、重要な施設でございます。この瑞穂市のし尿、末端の生活雑排水はすべて天王川、糸貫川、五六川、そして犀川を通じまして、母なる清流長良川にすべて流れていきます。岐阜県におきましては、平成2年の末に梶原県政により、都市は当然でございますが、各町村においても、この下水道事業を推進すべきとの指導がございました。また、全県下水道構想を県におきましては平成4年、5年に策定をされまして、下水道による「日本一住みよいふるさと岐阜県」づくりを提唱され、各市町村が競争をするように事業促進をしてまいりました。

そこで、県の方におきまして、この普及人口が過去10年の間に30%から60%と、約倍の普及率であります。

そこでお尋ねを申し上げてまいりたいと申しますのは、現在、岐阜県下におけます下水道の普及率、この瑞穂市は市の中で何番目であるか、このことをはっきりと御答弁いただきたいと思っております。

二つ目といたしまして、公共下水道はおおむね供用開始から3年以内に各家庭が接続をする

ということになっておりますが、この瑞穂市におきます昨年4月供用開始されましたコミュニティープラントの接続率は現在何%か。また、旧巢南の2地区の特定環境保全公共下水道は、本年の4月、供用開始でございます。以来、接続率は何%か。

そこで、3点目といたしまして、旧巢南の中地区、南地区におきましては、西地区が供用開始後引き続き整備促進をすると住民説明をしてありますが、整備計画はどうであるか。既に地区の区長、自治会長より要望を聞いておりますが、どうなっておるかということでもあります。

4番目としまして、下水道は3年以内に接続率が80%以上をクリアしないと、施設の維持管理費が出てまいりません。市で大きな負担をしなくてはなりません。そうしたことのないように、十分な対策は考えているかということでもあります。

5点目としまして、特定環境保全公共下水道とコミュニティープラント。特定環境保全公共下水道は、下水道法による下水道でございますが、コミュニティープラントは下水道法による下水道ではございません。ですから、強制力もないわけでございますが、この補助率においても大きく違うわけでございます。なぜコミュニティープラントで整備しようとしているのか、理解に苦しむわけではありますが、この点についてなぜかをお尋ねしてまいりたいと思います。

六つ目といたしまして、今後の整備方針を計画にはもっと下水道に明るい、よく知っている、市内には、県にこういう関係で勤めている人もおります。職員もたくさんお見えになります。また、よくわかっている人に審議会にも入っていただき、当然でございますけれども、議会におきましてそういった特別委員会をつくって、しっかりとそういう場で協議をしていかななくてはならないと思っております。こういうことにおきまして、どのように市は考えておるかということをお尋ねしたいと思います。

現在、旧巢南の古橋地区の市街化におきましても、旧穂積の市街化におきましても、用水と悪水と米づくりにおきまして兼用でございます。ですから、あの雑排で米をつくっておる。あの夏の暑いときに、あの雑排、とてもおいがきつくて入れないような状況の水の中で米づくりをしておるわけでありまして。先ほども申し上げましたように、自然環境を整えるにはやはり下水であります。私は、市の中で、今度お聞きしますが、その普及率は最低だと思っております。この整備促進について、しっかりした御答弁をいただきたいと思っております。そのことにおきましても、再質問、再々質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それでは3点目でございますが、これは市長にお尋ねをいたしたいと思っております。

実は、朝日大学を活用して活力のあるまちづくりをとということで質問をさせていただきます。

さて、この県内におきましても、県都でない地方都市、人口4万、5万の都市におきまして、総合大学があるまち数は数えるほどでございます。少ないのは御案内のとおりでございます。幸いこの瑞穂市は、先人のおかげをもちまして朝日大学、総合大学が誘致されております。この中で、病院も含めると約6,000人から7,000人を数える方々が関係されております。市にお

きます住宅関係、商業関連、さまざまな分野において影響を与えておると思います。経済的にも大きな活力となっておると私は考えておるわけでございます。

そこで、その中の三つについてお尋ねをしてみたいと思います。

まず、この朝日大学による市に与える効果はどんなものか。

2点目としまして、現在、この大学におきまして種々の調査・研究をされておりまして、いろんないいノウハウもお持ちでございます。このノウハウを市内の企業とタイアップして、新しい事業、ベンチャー企業が創出できないか、これを行政が話し合いのパイプ役ができないかということをお尋ねしたいわけでございます。

3点目といたしまして、若い学生さんを中心としまして、瑞穂市ならではの市の活性化に向けた一大イベント事業が考えられないか。やはり市の活性化につなげる。なぜかといいますと、札幌の雪まつりがございます。やはり雪まつりだけではだめでありまして、何か数年にわたります夏場にそういった一大イベントがないかということで、よさこいソーラン祭り、これは若い大学生の発想だそうでございます。そういったことをやっておることを模倣するのはだめでありまして、何か若い人の知恵によりまして、4年間なり5年間、ここで勉強していただく。その間に、そういった人すべてが参加していただいて、大学にとりましても市としましても相乗効果のあるようなことができないか。そういった話し合いもできないかということをお尋ねするわけでございます。

以上3点につきまして、適正な御答弁をいただきますようお願いを申し上げ、答弁によっては、再質問、再々質問をさせていただきますということを申し上げまして、質問を終わります。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 堀議員さんの敬老会行事について、私の方からお答えいたしたいと思っております。

合併協議の中での調整でございますが、小・中学校単位での地域開催型に移行し、現行の予算額内で実施することになっておりました。

澤井議員さんの御質問にもお答えしましたが、敬老会の持ち方等につきましては、いろいろ検討させていただきました。合併直後でもありましたので、平成15年度の敬老会は、午前・午後の2回とし、1日で行いました。16年度の敬老会事業につきましては、前年度の敬老会行事そのものに対する御意見、御批判等多くいただきましたので、市といたしましては高齢者の方がもう少し身近で気軽に楽しく1日が過ごせるようにという参加者からの声、また他市等の状況等を総合的に判断しまして、今までの市の主催の敬老祝賀行事にかえまして、各自治会、あるいは地域関係団体で敬老行事を実施いただくよう、また高齢者の方が身近な地域の皆様とともに祝いすることにより、地域コミュニティーの活性化にもつながるのではないかとのお考え

から、市としての判断により実施することにしました。

自治会連合会の理事会にも御説明を申し上げましたが、非常に時間的に余裕もなかったこととか、十分協議する場がないということで、御迷惑をおかけした点については、私ども十分に反省をしております。

今後の方向でございますが、皆様方の御意見を十分に参考にしながら、よりよい敬老事業の方向性を見出していきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 私の方から、下水道の整備促進についてということで御答弁をさせていただきます。

まず1点目の、現在、岐阜県下における下水道の進捗率、そして瑞穂市の位置という問題と、供用開始エリアの中の接続率について、3点目が、旧巣南の中地区、南地区において、2地区供用開始後、引き続き整備促進すると住民説明してあるが、整備計画は。4点目の、下水道は3年以内に接続が80%をクリアしないと、維持管理に市の大きな負担となる。そういったことのないよう十分な対策を考えているのかということと、今後の整備の方針及び計画についてということと、ただいま議会の方に資料を提出されました5番の問題について御答弁をさせていただきます。

まず1点目でございますが、県下における下水道の進捗率と瑞穂市の位置ということでございます。平成15年度末の県の下水道の進捗率は57.3%で、これに農業集落排水事業、コミュニティープラント事業及び合併浄化槽を含めた汚水処理の進捗率は73.5%となっております。一方、瑞穂市の下水道の進捗率は8.6%で、これに農業集落排水事業、コミュニティープラント事業及び合併浄化槽を含めた汚水処理の進捗率は25.3%で、県下80の市町村がありますが、そのうちで74番目であります。また、市の中では15市中13番目であります。これにつきましては、今申し上げましたのは平成16年6月の環境部の調査でございます。県のホームページに載っておりますのは、県下の進捗率が70.9%でありますし、ここで違いますのは、汚水処理率の進捗率が41.4%と県下はなっております。これは、県のホームページでございます。

2点目でございますが、供用開始エリアの中の接続率につきまして御答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、公共下水道につきましては、下水道法第10条、同法第11条第3項及び建築基準法第31条により規定されておりますが、コミュニティープラント事業につきましては接続の義務については明文化されておられません。コミュニティープラントの接続件数につきましては、平成16年9月8日現在、供用開始区域の住民基本台帳人口1,376世帯中で131件203世帯、接続率が14.8%であります。また、西地区の特定環境保全公共下水道の接続件数につき

ましては、供用開始地域の住民基本台帳人口 1,127世帯中 184件 287世帯であり、接続率が 25.5%であります。

3点目でございますが、旧巢南の中地区、南地区において、西地区供用開始後引き続き整備を促進すると住民説明してあるが、整備計画はということでございますが、下水道の基本計画は、行政区域全体を見て、効率的な手法及び処理区の選定が必要であり、合併した今、市全域の事業計画及び整備方針の見直しが必要であります。現在、個別処理及び集合処理区域との接合など、ただ単に経済的な判定基準のほか、地域の持っている特性を考え、現在、下水道基本計画を策定中であり、今後、市全域の整備方針及び財政負担を見つつ、実施計画を策定してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

4点目、下水道は3年以内に接続が80%をクリアしないと、維持管理に市の大きな負担となる。そういったことのないよう、十分な対策はということでございますが、議員御指摘のとおり、平成15年度コミュニティープラント事業では、施設の動力費 695万、施設管理委託 903万円、合わせて維持管理費 1,840万円、職員給 2,100万円に対し、使用料金が 330万であり、差し引き 3,610万円と元利償還金 1,476万円を合わせて 5,086万円が一般会計よりの繰入金であります。また、平成16年度より供用開始したアクアパークすなみと、別府との両施設の維持管理費 6,620万、職員給 4,780万円に対し、使用料金 2,740万円であり、差し引き 8,660万円と元利償還金 8,620万円、合わせて1億 7,280万円が一般会計より繰り入れをしております。この両施設ですが、今後、5年後でございますが、平成21年度で元利償還金3億 600万が一番ピーク時だと思っております。この下水料金の算定に当たり、施設の維持管理費は使用者負担とし、接続率85%で算定をいたしました。現在稼働中の呂久地区の農業集落排水事業が平成15年度で接続率89.3%で、使用料収入 824万で、維持管理費が 667万円であります。

下水事業で一番問題なのは、下水処理場建設場所の位置と維持管理費に直接関係する接続率であります。旧穂積では、この下水の手法及び接続率向上のため、議会での特別委員会を設置していただき、下水の手法、受益者分担金及び早期接続者に対する助成制度等について十分審議をしていただきました。しかし、コミュニティープラント事業では、1年目は65件 133世帯で 9.7%、接続率は全国平均が38.2%と比較しても非常に低い状況であります。今年4月より5ヵ月間で66件70世帯が接続され、早期接続者に対する助成制度の効果がある程度上がってきているのではないかと考えております。

対策としまして、瑞穂市のホームページ、広報等でPR及び再度コミュニティープラント事業の供用開始地区の各家庭に、郵送により受益者分担金及び助成制度等をPRし、接続件数の増加に努めるよう努力しているところであります。

5点目の資料について御説明を申し上げますと、議員からいただいております質問事項で、補助金の差でございますが、管渠につきまして、コミュニティープラントと公共下水道という

ことで、巢南の西地区が施行されております特環でございます。まことに申しわけありませんが、旧の穂積の場合には、この特環でやるという手法、これは用途区域が違いますので、対象外でございますので、検討はしておりませんが、特環ということではなくて、公共下水という格好で検討させていただきました。この中で、管渠につきましてはコミブラは33.3%、3分の1、特環の方につきましては、基本は2分の1ですが、管の太さと集水面積がありますので、この場合はこの平成9年当時は0.13ヘクタール、1,300平米以上受け持つ管渠を対象でございますが、今後これにつきましては、町から市に変わると基準が変わってきておりますので、これは平成9年度の当時で比較をさせていただきました。それで、補助対象の別府の方につきましては全部でございますので1万5,998メートル、巢南の西特環につきましては3万5,863メートルのうちで補助対象が2万6,632メートル、パーセントにして74.3%、実質的にこれを補助率に換算しますと37.1%でございます。処理施設につきましては、補助対象がコミブラの場合は3分の1ということと、今の巢南の特環につきましては、定率といいますのは2分の1でございますが、管理棟、調査試験費と用地等が2分の1、これにつきましては水処理施設に係るものが10分の5.5ということでありまして、これにつきましては、穂積の場合はコミュニティープラントの別府処理区をつくる前段に地域のコミュニティーということを考えておりますので、広場と駅西会館とを併設しておりますので、そういうものは対象にならないということでありまして、初めから単独ということでございます。用地につきましては、今申し上げましたように、特環につきましては処理施設面積の4倍までは補助率が2分の1出るということでありまして、

あとにつきましては、水道管移転補償の補助率につきましては、コミブラの場合は対象外、特環の場合は、ある一定の補助対象の基準がありますが、巢南の場合は残存価格が算出できないため、単独で施行をしております。

舗装費につきましては、掘削の幅の3分の1がコミブラでございますが、特環の方につきましては単独で管を行いますので、その部分につきましては単独費ということでありまして、全体から申し上げますと、舗装費につきましてはコミブラが3分の1、これを計算しますと、大体20%が補助対象かなと思います。

これが今現在の補助率の違いでありまして、一番下の事業概要書というところにはありますが、事業実績の中の一番下の段に補助率というところを書いてありますが、コミブラの場合、当然その対象外の部分が出てきますので、本来は3分の1ということでありまして、26.99%ということと、特環につきましては41.45%ということでありまして、これにつきましては、間違いないようにしていただきたいと思っておりますのは、巢南の西地区の、まだオキシレーションディッチが1から、最終沈殿池が2となっておりますが、完成しておりますのは、このうちの1ずつでございますので、これは施設面積につきましては両方とも完成後ということでございます。

計画の事業費につきましては、実質的にコミブラの場合、今48億 7,100万ということがありますが、これは補助金の事業認可をとった段階での数字でございますし、巢南の特環につきましても、今上げておりますのは15年の認可時ということでありまして、実質的にはもうちょっと少なくなってきたおることとあります。

それでは、6点目の今後の整備の方針及び計画につきまして答弁させていただきます。

整備が見込まれます面積 1,585ヘクタールのうち、西処理区 146ヘクタール、別府96.4ヘクタール及び呂久地区で 9.5ヘクタールを除く 1,334.1ヘクタールを対象とし、市として効率的かつ適正な下水道の整備方針を決定するため、下水道整備構想及び取り組み方針の検討中であります。今後、別府・西、両地区の接続率を見つつ、ただ単に経済的な判定基準のほか、地域の持っている特性及び財政の負担を十分考慮しつつ、整備の方針を策定してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 次に青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 答弁を市長ということではございましたけれども、一応朝日大との窓口になっております私の方から御答弁を申し上げたいと思っております。

朝日大学と瑞穂市のつながりとしましては、瑞穂市の宝であります水、駅、若さの三つの宝物の一つである、いわゆる若さを象徴する大きな要因が朝日大の存在でございます。これからのまちの発展に占める朝日大学生の役割が大きいと思っております。経済的には、学生が居住しますマンション、アパートの生み出す固定資産税、学生の生活の消費に伴う経済効果が考えられるところでございます。市のシンクタンクとして、今までにおける朝大とのつながりは、大学が抱える豊富な人材を活用し、総合計画審議会、都市計画委員会、行政改革委員会などの委員として参画していただきまして、まちづくりに対しまして適切な御意見をちょうだいしているところでございます。

また、利用はあまりございませんが、大学図書館の市民への開放、年1回開催されます朝日大学の市民講座への参加、今現在、今年度初めての試みとしまして、大学の教室を借用しての瑞穂市職員の採用試験を先般行ったところでございます。

また、現在募集しております市の木、市の花の選定委員会では、専門の教授を初め、男女それぞれ1名の学生の参加をいただいているところであります。

今年の8月には、朝日大生のインターンシップを9名受け入れまして、庁舎内各課において研修を積んでいただきました。また、来年度から朝日大学の大学院研修生として職員1名を大学に派遣し、行政学を専攻し、目まぐるしく変化する地方自治に対処できる職員の養成など、その協力体制は極めて磐石でございます。

さらに、昨年11月、ことしの5月には防犯マップを発表していただきまして、まちづくりの貴重な意見として参考にいたしておるところでございます。

しかし、市のシンクタンクとして、大学から大いに御協力をいただいておりますが、少子・高齢化が進む中、朝日大も御多分に漏れず、全国的な傾向として学生数が年々減少しているところであります。このため、市としまして、どこまで大学に支援できるかが市としての課題であり、使命ではないでしょうか。例えば施設面では、全国大会にも出場しています公式野球部は、練習場を求めて、現在、大野町の町営野球場や輪之内町にありますアポロン球場で練習に励んでいる現状を考えれば、市民も利用でき、さらに大学の支援にもなれる公式野球場の建設も大局的に見ても一つの手段であろうかと思えます。

さらに、瑞穂市にはオリンピックに2度出場されました新井選手、朝日大のフェンシング部の監督として活躍されまして、アテネオリンピックに出場されました長良氏とも瑞穂市に在住しております。このお2人にフェンシングの御指導をいただき、全国的に広めることによりまして、大学も瑞穂市の特徴を持ち、大学生には学生の減少に歯どめをかけることも多少なりとも貢献ができるかということも考えておるところでございます。

大学と市が協力し合って、活力あるまちづくりは重要でございます。大学の知的財産をまちづくりに活用し、市は大学にハード面では施設整備の協力、ソフト面では地域企業との協力のかけ橋となることが市としての使命と考えております。お互いに助け合うことが、それぞれ相乗効果ともなり、大学も市も発展し、明るい未来が開けるのではないかと考えているところでございます。

議長（土屋勝義君） 松野部長より答弁漏れがあるとの申し出があります。松野部長、いま一度答弁願います。

水道部長（松野光彦君） まことに申しわけありませんが、私ども旧穂積の方がとりました下水道手法、コミュニティープラントと公共下水道の比較の中で、その選定の中で、コミプラの場合の、ちょうどこれ平成13年から着工しましたが、14年度で完成するということと、供用開始ができました。といいますのは、平成13年に着工し、14年に一部供用。96.4ヘクタールのうち79.3ヘクタール、供用開始の率が82.26%の段階で供用開始をしておるということと、たまたま西地区につきましては平成9年に着工して、平成15年、7年間で146ヘクタールのうち112.7ヘクタールで、供用開始の面積が77.19%のときに供用開始ができるという、まず投資をしてから供用開始になるまでの期間が非常に短いコミプラということと、ここから出ます汚泥でございますが、一般廃棄物と産業廃棄物の違い。というのは、一般廃棄物であれば、今の本巢衛生の方で処理できますし、公共の場合は出てくる汚泥が産業廃棄物になりますので、当然流域等の、私どもで管理できないところで処理をしていただくということになりますので、処理費の問題。それと、地域の持っている特性、こういう別府の密集地につくる中で、下水道の処理場をつくった中で、地域の皆さんに親しんでいただける。コミュニティーという格好の公民館の建設、広場の建設ということで、一つの施設で汚泥の処理だけでなく、地域のコミュ

ニティーができるという格好の広場と公民館の整備ができるものという格好で、穂積の場合には議会とともに、このコミュニティープラント事業を採択したということでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 堀君。

8番（堀 孝正君） 敬老会のことについて、私、助役に社会福祉協議会の会長でありますので、この福祉の関係について、答弁を助役にということでお話をしました。

といいますのは、私、自治会の副会長の方へ、このことの市のやり方について、連合会で協議をしたのかということを知りましたら、協議はしたけれども、みんなこれは認められんということであった。そんな中において、巢南の場合、助役で前の町長も見えるんだけれども、どうということだろうと。何のあれも言っておらんのだろうか。前の住民感情からいっても、大きな切り捨てになる。それがなかったのかと、そういうようなこともありましたので、社会福祉協議会の会長は名前だけ充て職でやるんでなく、本当に老人を敬う、本当の敬老の精神を持っておるのかどうか、そのことで私は助役を指名して答弁を求めたわけであります。

市民部長の答弁は何遍か聞いておるので、そんなものは聞きたくないわけであります。

議長（土屋勝義君） 堀君に申し上げます。堀君の質問に対して、福野助役にということで要請がございましたが、まずもって考えましたのは、専門部長からの回答をということで、私は松尾部長に回答を求めたということでございます。

8番（堀 孝正君） 続いてであります。実はこの敬老会、新市でありますお隣の本巢市、さらには山県市におきましては、昨年ここより1ヵ月早く合併しておりますが、ここにおきましては、昨年は各町村単位でやったそうであります。ことは市の中央の高富の公民館でバスで送迎してやったと。総事業費が919万使うそうであります。本巢市におきましては、旧各町村単位で今年はやるそうでありまして、それぞれの対象者に商品券を2,000円ずつと、そして参加された人には当然商品券もそうありますが、どら焼を5個ずつ出すとか、またお茶を出すとか、それなりのあれも使って敬老会、老人を本当に敬ってやるということでございました。よそのまねをせよというわけではありません。一方的に福祉を大きく切り捨てた、先ほどコミュニティーの中でとありました。800円でどうしてコミュニティーの中でやれるか。本当にコミュニティーでお願いしたいというなら、やはり3,000円ぐらい出して食事、そして記念品もちょっと出せるような、自治会が対応できるような形ならあれであります。全く800円でどんなことができるか。一遍自分でやっていただきたい、そう思うわけあります。このことにおきまして、また自治会連合会におきましても話し合いがあると思いますが、こういう状況でございますので、その点を踏まえて、しっかりと来年度取り組んでいただくようお願いをしたいと思っております。

下水道の問題についてでございます。下水道、いろいろ御答弁をいただきました。いずれに

しても、この環境整備、一番大きな問題でございます。この瑞穂市は県内でも一番最低のところにあるわけでございます。これも市民が求めておりますし、一番大きな自然のいい環境を子孫に残すということにおきまして、大事な事業でありますので、計画的に順次進められるように、また方法におきましては、下水道法に基づいたあれで、補助金は幾ら国土交通省が予算が厳しいとはいいいましても、ほかの公共事業を削りまして下水道事業におきましては予算は絶対見ると言っておりますので、ひとつ推進をしていただくように。

そして、方法等につきましては、議会と十分な、用地費におきまして3億何千万というような、これも補助金一銭もなしであります。私ども、こんな敬老会に1,000万とか、乳幼児の医療費とか、細かいことを言っております。そんな補助金をもらってやっておるのでしたら、いろんなことができるわけでありまして、やはり考え方でございますので、今後はよく相談をしっかりしてやっていただきたいと思っております。

そして3点目の朝日大学の関係でございますけど、市としましても大学側の要望等も聞いて、周辺の環境整備等々も要望を聞きながら、本当に市の中心にもございます。よその地方都市にないものでございます。十分生かして、相乗効果の出るようなことを皆さんと知恵を出し合って、そういうつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、今の老人福祉のことにつきまして、福祉協議会の会長から一言、考えますという前向きな答弁を聞きたいと思っておりますので、旧巢南町の住民感情からいきましてもお答えをいただきたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） それでは、今御質問ございましたように、旧巢南の町長としても、助役としても、福祉協議会の会長としても、答弁をせよということでございます。

御承知のとおり、敬老会につきましては、合併をいたしましても、私自身の気持ちといたしましても老人を敬う気持ちは何ら変わりはありません。たまたま合併をしたタイミングによりまして、平成15年度の場合、どうして実行するかということを考えました。そのときにも、考えたのは、やはり合併したばかりであって、地域的にばらばらするのは、なかなか同じように行事を行えということではだめではないかということも考えまして、ほかの市ではなかなか一本化できないということでもございましたけれども、一番最初にやるのは合併という地域意識はなくして、一つの形でやりたいというのが一番の願ひでございました。

そんな中から、ここの施設を使うということになりましたが、そのときにも1,000人を越すとちょっと不可能であるということもございます。ですから、そんなことで午前・午後に分けざるを得ない。ですから、それに関してはいすでありますので、お弁当を出すわけにいかない部分もございました。そんなことから芸能とそれだけという形で、大変不評であったこともよく承知しておりますし、しかられたこともよく知っております。

特に私、考えてみましたのは、合併案としては旧巢南案をできるだけ理解した形で、各校下ごとにやるのがいいんじゃないかということで案を出されてきていると思います。ただ、それをじっくりと実際に実行する場合に巢南に当てはめてみましても、やっぱり地域差がございまして、巢南町あたりの人口の中でできる規模、要は簡単に言いますと、14年度で見ますと、実際巢南町で行ったのは対象者が765名で、出席50%で386名。穂積町側では総合センターで実施したのが1,719名を対象にして693名、40%の出席ということでございました。そのことを思いますと、私がなぜ地域的な問題があるかといいますと、今までの成り立ちが違っていますので、自治会組織一つとってもそうですけれども、全部で今回の場合は93自治会がございまして、巢南の場合といいますと21でございまして、73が旧穂積のということになるわけでございますけれども、それ自体、巢南の場合ですと21ということですので、非常に自治会としてもまとめやすく、そんな規模になっている。それと同時に、それを世話する人たちはどういう組織になっておるかということ、巢南の場合ですと「にこにこ推進員」というような形で、社会福祉に対するそういう組織もつくってあったということでもあります。ですから、巢南の場合ですと、巢南ならそのまま実行できたと思います。

ところが、穂積町地域、やはり都市化も進み、自治会自体が72というようなところの中で、そのまとまりの中で世話が同じようにできるかということを考えてときに、うまくいかないなあということから、やむを得ず一つにまとめたという経緯でございまして。

今回は、普通でいうと校下ぐらいになればいいけれども、一気に自治会になっちゃったじゃないかということですけど、特に名よりも実を取るというところを考えていくのが本来であると思っておりますので、本当に身につく形をやるのはどうしたらいいかということなんですけれども、結局校下に分けましても、だれかが世話をしていくという形になります。ですから、その組織が一気にでき上がるということが今できてございませんでしたので、そんな意味で、自治会単位におろしていくということでやったわけです。

一番大事なことは、老人福祉も含めまして、堀議員も御承知のとおり、一番大事なものは、自治会を含めたコミュニティーをつくり上げていくということが、今、私のまちに一番課せられた課題ではないかと思っています。その一部が老人福祉であろうというふうに考えるわけでございまして。そういう意味で、まとまっていく意味を考えましても、自治会にまずおろしてしまったということでございます。

そんな結果から、今回の、自治会といえども93ございまして、自治会連合会で話し合いをするということでやるわけです。それでも、結果から言いますと、本当に簡単に話がまとまっていくという形にはなっていない。そういうのが現実としては御承知のとおりだと思います。そういう意味では、今後とも自治会を含めたコミュニティーを中心としたものの活動を特に力を入れていくことも今後必要であるということをご認識いたしております。

そんな意味で御理解をいただきたいと思っていますし、今意見をいただいたことによって、自治会で実際に実施をいただいたり、団体が実施いただいたりしておりますので、その結果を踏まえて、どういうふうにしていくかということ、今後、見出していくことにしていきたいというふうに思っています。

市長とも、十分相談をさせていただきながら、方向づけをしていきたいというふうに考えます。十分ではないかもしれませんが、御理解をいただきたいというふうに思います。以上で終わります。

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） お話を聞きました。コミュニティー、コミュニティーという言葉が出てまいります。やはり地域が寄りまして、その集合体が市でございます。その意味は、すべてがコミュニティーがしっかりとしてくれば、いい市になっていくわけでありまして、その中でやるということは私も理解できるわけですが、ただ 800円のあれでやれと。これでは、予算は全面的になにして、これでやれとはいかにもあれであります。だから、そのコミュニティーでやるならやれるようなあれをやると。そんなもの金額は知れておると私は思います。だから、そういう形ならということで、これから自治会連合会とも話しするなり、また校区でやるなり、前向きに協議をして、来年度はこういうことのないようにしていただきたい。それを要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ここでしばらく休憩いたします。午後の再開は 1 時 30 分といたします。

休憩 午後 0 時 05 分

再開 午後 1 時 32 分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は 20 人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番 篠田 徹君の発言を許します。

篠田君。

2 番（篠田 徹君） 2 番 篠田 徹でございます。

議長の発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

私は、5 月に議員になってから、6 月の定例会、この 9 月の定例会と 2 回目の質問ではございますが、6 月の定例会での質問の仕方がまことに稚拙であったゆえにか、お願いしたことが実行はされているんですけど、ややもすると半分実行されていない。その自責の念をもって今回の質問をしたいと思っております。

それは何かといいますと、この間の 6 月の折に防犯活動について、市職員の協力ということで、市の方に防犯プレートを作成してくださいと。ちょっと読まさせていただきます。

「そこで、市職員の方々が外に出られるときに、車にこのようなプレートを作成して予防を図ってもらえないか」というふうに質問させていただきました。これに早速こたえていただい

て、総務の方で、このような立派なプレートをつくっていただきましたけれども、車に張っての「張って」がなかったからか、総務のスチール棚の横にこうやって張ってあります。やっぱり言葉はしっかり言わないかなあ、本当にちゃんとお願いせんと、お金をかけてつくってもらっても、僕の本来の目的にならんあというふうに、すごく反省をいたしております。それを踏まえまして、今回、通告させていただきました質問4点させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

まず第1点目、駅及び駅周辺の開発について。

この件につきましては、昨日、広瀬捨男議員、熊谷議員の質問と重複する部分がありますので、両名の質問に対して執行部の答弁を踏まえた上での質問とさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

まず1点目におきまして、今までにおきまして、穂積駅南北の開発計画、あるいは投資額がどのくらいであったのでしょうか。また、その効果はいかなるものであったのでしょうか、これをお尋ねいたします。

2点目といたしましては、駅舎内のエレベーター設置要望についてお聞きいたします。

穂積駅においては、駅員が勤務3名体制と聞いております。そうしたときに、体に御不自由のある方が列車に乗ろうとお見えになったとき、駅員の手不足から、最寄りの駅から列車に乗って介助にやってみえるということでもあります。かような現実を考えると、一つの対策としてエレベーターの設置要望があると思います。瑞穂市においても、旧穂積町時代に交通バリアフリー法に基づく基本構想を平成15年4月3日に国土交通省に対して提出、受理されているように確認いたしました。これは全国で65番目、東海地区におきましては8番目であったと聞いております。このように、先進的に提出されたにもかかわらず、現在まで遅々として進まなかったのは、JR東海の理解のなさなののでしょうか。JR東海は、バリアフリー法で決められた目的及び事業者の役割に即し、整備対象駅90駅について優先的に設備の整備を進めると公表し、平成15年度末現在で6割弱の50駅が整備済みでございます。となりますと、この瑞穂市においてももっと積極的にJR東海にアピールしたらよろしいのではないのでしょうか。いかがお考えか、お聞かせ願います。

2点目といたしまして、犀川堤外地の都市計画について、2点お伺いさせていただきます。

犀川堤外地土地区画事業についてお聞きいたします。

現在のところ、堤外地には都市計画が定まっていないようですが、しっかりとした都市計画を定めないと、無秩序な開発が行われると思います。今後、どのような都市計画を定められるのか、まず1点、お聞かせ願います。また、今後の住宅地の予定戸数をお聞かせください。

大きく3点目といたしまして、保育士の募集についてお伺いいたします。

細目で3点お尋ねいたします。

昨日の桜木議員の質問に対する答弁から、待機児童数、ゼロ歳3名、1歳7名、2歳10名、4歳1名の、計21名と認識させていただきました。

さて、この数字は待機者名簿に記入されている数を聞いて、あきらめて、もう公立の瑞穂市の保育園に入るのをやめたということで帰った人の数はもちろん含まれていないと思いますが、このような人、あるいは入所基準7項目に合致しないということになれば、もうあきらめるよといって帰った人等々の数はもちろん含まれていないと思いますが、このような人たちに対して、どのようにフォローしているのか。また、こういう人たちをどのように救おうとしているのか、お聞かせください。

また、その次に2点目といたしまして、瑞穂市内公立に九つの保育所がありますが、どこも入所者がいっぱいに思われます。私たちは、議員有志で各保育所を見てまいりましたが、施設的には素晴らしいものであっても、そこにいる子供たちが本当にいっぱい、先生方も手いっぱい、なかなか大変であるなあということを認識してまいりました。昨日の部長の答弁で、拡充計画は様子を見ながら、国の動向を見てと言ってみえましたが、それは幼保一元化、あるいはPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）等々を踏まえて考えるということでしょうか。一つの施設を拡充、あるいは新規につくる折には、時間のかかることでございます。今後の見通し等をお聞かせ願いたく御質問させていただきます。

最後に3点目ですが、臨時保育士の募集についてですが、なぜこれは臨採なのでしょう。責任を持って保育に当たってもらう保育士の方は、私が思いますには、正規雇用が大原則ではないでしょうか。保育士は、ゼロ歳児は3人に1人、1歳から2歳は6人に1人、3歳児は20人に1人、4歳から5歳は30人に1人と規定があるように、本当に難しい人員構成があると思いますが、もう少しのゆとりがあってもよいような気がいたします。この件についても、答弁をよろしく願います。

そして、最後になりますが、ハザードマップの作成についてお聞かせ願います。

細目で3点質問いたしますので、よろしく願います。

最近の気象状況を見ていると、異常気象という言葉を使っても適切じゃないかと思うぐらい、本日も松野議員の方から詳細に地震等の過去の歴史等のお話がありましたけれど、この間うちのテレビなんかを見ておると、台風情報が流れるやさきに、地震、その地震のやさきに津波情報、本当に異常気象ではないかというふうに思っております。また、瑞穂市におきましても、市職員の方々が災害時に備えて防災訓練を適切に実施し、本当に有事に備えておるところで、私たち議員はありがたく感心して見ております。また、各自治会にのこぎり、ボール、ジャッキ等をお配りして、本当に地域に配慮しているなあということは感じてはおりますが、この瑞穂市において、例えば岐阜市にあります防災マップ、ちょっと広げて見せませうけれど、このように、これは地震に対してなんですけれど、どこの地域に何が、どのように、

これは洪水です。水が出たときのやつなんですけれど、どれぐらいの時間帯でどこまで浸水してくる、あるいは豊田市のように、東海沖地震、東南海地震が起きたときにはどう対応したらいいか、冊子にしたもの。あるいはハザードマップということで、地図を作成してみえるわけなんですけれど、このようなものを作成していただいて、市民皆さんにお配りいただければ、よりよく安心できるのではないかと考えております。

瑞穂市のホームページを見ますと、家庭や地域内の被害が予想される箇所など、防災環境をチェックし、防災マップを作成するとあります。これは市民の皆さんにどうぞ自助努力の中で、家庭の中でマップをつくって、有事の際にはどこかへ逃げてくださいと言ってみるんじゃないかというふうにとらえられるんですけど、今この都市化が進んだ瑞穂市の中において、旧来の輪中堤、例えばこの庁舎の南側に中川の輪中堤があり、南側と北側で、過去、輪中をめぐるいさかひがあった、そのような歴史をわからない方が多く住んでみえると思います。そういう案件を踏まえて、行政の方でしっかりとしたマップをつくっていただくのが大事なことでないかと考えます。

また、続きまして、先週末にも交通事故で亡くなられた方の防災無線が流れておりましたが、これは過去に何人もの議員の方が御質問になってみえますが、なかなか聞こえにくいのが現実でございます。私も、別府の北町に住んでおりますけれど、私の自宅から防災無線の広報塔があるところまで直線距離で100メートルに満たないところであるんですが、何を言っておるのか全くわかりません。もっと適切に市民のみんなに、例えるならこの間の福井の洪水災害があったときに、無線が、広報が聞こえなかったよというような言葉がありました。そんなことのないように整備を、デジタル化を含めて進めていただきたいと思います。

以上10点について御質問させていただきます。答弁をよろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 水野整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 私の方からは、駅周辺の開発ということで、エレベーターの件と、あと1点は犀川の件でございますが、駅周辺開発につきましては、昭和40年代の終わりごろに、穂積駅前の区画整理事業と、面整備によってやってはどうかという検討がなされましたが、現実、実施には至らなかった経緯があったと記憶しております。このため、穂積駅周辺の整備を用地買収方式で行い、現在の駅南・北のロータリーなどの整備を行いまして、現在に至っております。

捨男議員の方にもお答えいたしましたとおり、用地買収等の問題もございまして、今後はある程度広い範囲での駅周辺の公共空間の確保を行い、税法上の問題もございまして、交換等により空間をつくっていかないと、単独の買収は困難かと考えております。瑞穂市の玄関でもある穂積駅の周辺整備を推進するには、いろんな手法を考えていかなければならないと考えております。

エレベーターにつきましても、これもきのう述べましたが、市としては今年度の予算を計上しておりますが、JRの事情とか、負担金の問題、補助金の問題等で事業者自身が現在事業を進めておりません。今年度の事業化は残念ながら難しい状況になっております。また、来年度に向けましては、JR東海等を含めて関係機関に働きかけ、エレベーターの設置を強く要望しながら推進していきたいと考えております。

駅周辺の投資額でございますが、駅の移設、あるいはもろもろの事業を含めまして、大体40億弱かかっていると思います。そういう中で、非常に駅の南、旧駅舎から新駅舎へ移設のJRの負担金ですね。あるいは駅北の道路の幅員の確保12メートルに対する擁壁事業、あるいはロータリーの、先ほど言いました広場用地、あるいは駅から東へ行く路線の改良、一部まだ終わっていませんが、そういうものもございますし、当然駅周辺にあります自転車駐車場、あるいは車駐車場、こういうものも含めて、現在40億弱の投資を行っています。

エレベーターにつきましても、今後、いろんな補助金体系はございますが、市としては予算計上し、関係機関とも引き続き協議しながら推進したいと思っております。

続きまして、犀川堤外地でございますが、区画整理事業は現在都市計画区域内の市街化調整区域での組合施行として、住宅地と商業地での土地利用方式に基づき事業を進められております。その事業地である市街化調整区域につきましては、平成15年度に岐阜県が建築基準法に基づく建築物の容積率や建ぺい率及び各部分の高さ制限などの指定を行い、平成16年4月1日より施行されております。

そのような中、当事業につきましても、本年度より一部の商業集積の土地は区画整理事業の土地利用計画に基づき、使用収益を開始されております。プラントの方で。その他の地域につきましては、これも平成18年度に使用収益が開始されることから、その開始に合わせ、計画的な土地利用の規制及び誘導を図る必要性のある地区として、将来の市街化編入及び用途地域設定を前提に、地権者、組合の意向を踏まえた内容での地区計画条例を瑞穂市及び墨俣町において今年度中に条例案の作成を行い、無秩序な乱開発を防止し、適正な土地利用を誘導していきたいと考えております。18年度中には条例制定し、案として議会の承認をいただく予定でおります。

なお、区画整理事業地内の瑞穂市の計画人口は約1,280人、墨俣を含めると1,800人ぐらいになりますが、7.5ヘクタールは墨俣行政でございますので、瑞穂市の分だけを考えますと約1,280人の想定でございます。大体将来的な建築戸数は430戸程度と想定しております。議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 篠田議員さんの御質問にお答えします。

まず保育所の待機児童の関係ですが、保育所については議員さん御承知かと思いますが、入所条件ということがございます。まず家庭の外で働いているときとか、家庭内においてもお子

さんと離れて家事以外の仕事をしているとき、母親が出産前後のとき、また病気であったり負傷しているときなど、また心身に障害があるとき、同居の家族が長時間病気であったり、または心身に障害があるとき、常時介護をしなければならないときなど、保育に欠ける要件7項目がございます。

お尋ねの21名の関係でございますが、この保育に欠ける人の入所申請を受け付けておるものが全部で21名ということでございます。御指摘の、例えば相談をされてあきらめて帰られたとか、そういうことにつきましては、保育に欠けている人しか入所基準として入所申し込みをしてございませぬので、保育に欠けない人については保育所に入所することができませんので、私立の幼稚園とかそちらの方に回っていただくというようなことがあるかと思えます。

また、7点目の保育の今後の見通しということでございますが、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児につきましては、大体瑞穂市内で570名前後で推移してございます。ゼロ歳児につきましては、50名ほど多くなっておるということで、未満児の需要が多くなってきているということで、ここ二、三年につきましては、現施設内で保育に欠ける人の需要に対応できるかと思えます。

また、国の動向ということでございますが、幼保一元化ということで、国の方では総合施設というような方針を出してございます。これにつきましては、ゼロ歳から2歳につきましては養護を中心とした施設、3歳から5歳児につきましては幼児教育を重点ということで、連携を図るということで方針は出しておりますが、細部についてはまだ出てきておりませぬので、その辺を見きわめながら、また本年の4月に清流みずほ幼稚園が進出してきております。その中で、社会福祉法人の認可をとりながら、未満児保育もやっていきたいというようなお話も承っておりますので、その辺のこともあわせながら施設整備等について十分考えていきたいというふうに思っております。

また、3点目の臨時保育士でございますが、今回、広報「みずほ」の9月号で募集いたしましたのは産休代替え保育士ということで、別府保育所と南保育所に正職員がお産をする予定でございませぬので、その臨時職員ということでございます。

子どもの基本的な考え方につきましては、クラス担任につきましては正規の職員で対応させていただいておると。それ以外に、障害児につきましては健常者と混合保育をしております関係上、障害児を見守るために、嘱託、あるいは臨時保育士で加配、余分につけさせていただいております。また、長時間保育をしている施設、5時までが長時間ですが、延長保育、これは夜の7時まででございますが、延長保育をしている保育所につきましても、嘱託、あるいは臨時保育士で正規の職員以外に加配ということで配置をさせていただいておりますので、その辺も御理解を賜りますようお願いして、答弁とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 松井行政推進チーム総括課長。

行政推進チーム総括課長（松井善勝君） それでは、ハザードマップ等につきましての御答弁をさせていただきます。

この件につきましては、篠田議員御指摘のとおりと私ども考えておるわけですが、日々安全・安心して暮らせるまちを目指しまして、日夜私ども鋭意努力いたしているところでございます。

瑞穂市におきましては、過去、昔からでございますが、非常に水に苦しめられておるわけでございます。歴史をたどってみますと、古くは宝永年間から明治に至るまでは、長良川、あるいは糸貫川、犀川等が決壊をいたしまして、非常に苦しめられておるわけでございます。また、明治以降、昭和に至りまして、数々の災害に遭っております。最近におきましては、河川の改修、あるいは排水機等の増築、新設等によりまして若干少なくなっているわけですが、最近、非常に議員御指摘のとおり異常気象と申しますか、そうしたことによりまして、本年に至りまして7月から8月にかけて台風等の影響を受けまして、いわゆる集中豪雨によります新潟、あるいは福井、四国、九州、岡山、広島というふうな全国的に多大な被害がございました。

特にこうした中、中小河川での堤防の決壊が相次ぎまして、高齢者を中心に多くの方たちが犠牲になったわけでございます。こうしたことを思いますと、早急に対応しなければいけないということは痛感しているわけでございます。

そうしたことで、私どもといたしましては、防災環境チェックということを踏まえまして、ことしの5月にかけて、都市整備部、あるいは私どもと合同によります、瑞穂市には河川がたくさんございますが、こうした箇所の堤防のチェック並びに堤防にございます工作物等のチェック等もいたし、瑞穂市内の全体における状況を確認しているところでございます。

また、一方、地震災害につきましては、東海・東南海地震がいつ発生してもおかしくないと言われております昨今でございます。また、9月には和歌山県の紀伊半島沖を震源といたしました震度5弱の地震が2回も発生している状況でございます。こうした状況の中、それぞれ市民、いわゆる国民の皆さんが大きな地震が来るのではないかとということで、防災グッズ等在庫がないほど売れておる、こうした状況でございます。

こうした中、私ども災害時におきます職員行動マニュアル等を作成いたしまして、初動情報収集訓練等を、議員御指摘のとおり9月1日に実施をいたしました。そうした訓練のもと、いろいろな反省点も出まして、こうしたことを踏まえまして、マニュアル等の変更と申しますか、構成を見直していきたいというふうにお考えおるわけでございます。

また、瑞穂市内におけます土木、建築、水道、電気、建設、造園等の52社の業者さん、こうした方たちで組織されております瑞穂市緊急対策協力会との災害時におきます応援協力を求めるための協定を締結させていただいております。また、いろんな会とか、あるいは団体等とも

今後応援協定を定めていかなければいけないということを思っているわけでございます。

一方、防災の計画につきまして、一番基本となりますのは、瑞穂市の地域防災計画であろうかと思いますが、現在、その原案の作成に取り組んでいるところでございます。原案の作成の内容の主なものとしたしましては、総則、災害予防計画、災害応急対策、災害復旧計画等を現在まとめているところでございます。災害発生という緊迫した事態のもとに、真に有効に機能する具体的、かつ実践的な応急対策、いわゆるマニュアル等も定めることが必要だと思っております。

災害対策の基本、いわゆる災害対応の基本といたしまして、みずからの身はみずからで守る、いわゆる自助でございます。また、みずからの地域は地域の皆で守る、いわゆる共助でございますが、自助・共助ではできない部分につきましては、応急対策機関といたします警察、消防の連携の強化を図りまして、国や公共団体等の公助が受けられるような仕組みが理想的だと考えているわけでございます。

また、自助、共助を認識していただくためにも、また防火活動の推進を図るためにも、議員御指摘のございますハザードマップ等、こうしたものが必要であると認識いたしているわけでございます。現在、マップ作成での考え方といたしましては、水害関係部、地震関係部という2点になろうかと思っているわけでございますが、作成する手法、あるいは掲載する内容、形式、形態等につきまして、先ほども申し上げましたように、瑞穂市内の実態を把握しつつ、また先ほど見せていただきました他市町村のマップ等も私ども徴取しております。そうした現状を踏まえまして、都市整備部、あるいは総務部等との関係課とも連携を図りつつ、推し進めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

また、瑞穂市におきましても、デジタル式無線で設置箇所の検討を含めて実施すべきということでございますが、議員御指摘のとおり、非常に現在の無線につきましては聞きにくうございます。例えば時間雨量50ミリ、あるいは80ミリ、90ミリと降りますと、多分聞こえないというふうに思っておるわけでございます。そうしたことを踏まえまして、関係各課とも調整いたしまして、早急に検討を進め、実施に向けて進んでいきたいと考えている次第でございます。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田君。

2番（篠田 徹君） どうもありがとうございました。

今質問させていただいて、答弁を聞いておって、本当に思いますことは、やっぱり一問一答方式にしないと、本当に傍聴に来てみえる方にも、また議員仲間にもなかなか、何を言って、どこの視点で何を答えているかわけがわからんというようなことを、私自身が答弁を聞いておっても、自分の要旨の中のどこにこれを落とし込んだらいいのかというふうに探さなければ

ならないというふうで、また考えるべきかなということをもまず思いました。

今答弁いただきましたことについてなんですけど、行政推進研究チームリーダーなんですけれど、本当にハザードマップを作成するというので、瑞穂市の全体をまず見据えてからつくっていただけということでもありますので、その言葉、額面どおりいただいております。早急にできるんじゃないかというふうに期待いたしております。ただ、これをいつまでかということをおっしゃられなかったのであれなんですけれど、災害はいつやってくるかわからないので、極力急いで、最優先でお願いしたいと申し添えておきます。

また、広報無線の方ですけど、過去、先輩議員が何回も聞いてみえることをあえて繰り返して聞いた中に、雨量50から80のときには聞こえないだろうということを認識しておるよということではあるんですが、そこまでわかってみえるならば、きょうのあしたにでもやってもらえればありがたいなというふうに思うんですけど、これを巢南町はデジタル化、旧来の穂積町はアナログ化ということで、整合性がとれないよということで前の答弁になったんじゃないかと思うんですけど、そこらの推移も踏まえた上で、今後とも一層努力をよろしく願います。

また、保育士の募集について、市民部長の方からの答弁でありましたように、臨採はなぜかといいますと、産休の代用であるということで、これは私の認識不足であったのかなあというふうに思っておるんですけど、ただこの臨採の募集についてなんですけど、この6月号で出た分には、お言葉をちょうだいいたそうかと思うんですけど、昨年におきまして、3ヵ月間にわたり続けざまに臨採の募集が出た。そのときに、応募してきたのは何人か人がおったけれど、適性に欠けたので採用できなかったというような案件があると聞いております。これは本当に、その子たちにしたら、3ヵ月間続けざまに私は応募しておるのに、何で私は、どこに欠格要件があったのか教えていただけないということで、かなり落ち込んでみえました。実際、私もその子に会っているいろいろ話をさせてもらった折に、確かにちょっと厳しいかなという思いはあったんですけど、保育士の資格を持った子がそこに行けないよということになったときには、これも個人情報の案件に係るかもしれませんが、どうしてだめだったかということをお教えあげるのも、その子のためにいいことじゃないかというふうに感じております。そこら辺に心の通うような採用方針があればよろしいんじゃないかと思っております。

また、先ほどの質問の中にありました幼保の今後の動向についてなんですけれど、私立幼稚園清流みずほがあるよというお言葉だったんですが、これはややもすると先方の方、独自に民営化で行ってはみえるんですけど、PFIの手法も一つ取り入れてみえることなのかなというふうに思うんですけど、安易に民営化、民営化を進めてよろしいことと、やはり公の部分で賄っていかなければならないことはしっかりあると思うんです。そこら辺のことを見据えていただいてやっていかなければならないのではないかと考えております。

また、保育に欠ける7項目、これについて一番の問題点は何かといいますと、保育園の入所の案内の中に7項目がもちろん出ておりますが、この3番目の母親の出産、妊娠中であるか、または出産前後間がないこととあるんですけれど、本当に1歳、2歳の乳幼児の面倒を見ておるお母さん、あるいは家庭が保育に欠けるのか欠けないのか、そこら辺が一番の問題になってくると思うんです。うちで働きにも行けない、乳幼児を見ているもんで働きにも行けないよ。それでも、この子は3歳になったもんで入れたいよとしたときに、出産前後間がないという定義はどこにあるのか。2歳の子、3歳の子は間がないとはちょっと言えないのではないかな。それでも私、子供を見ないかんで働いていないよ。そうすると、家庭外労働でもないし、うちで内職もやってないから何も無いよ。そうすると、保育に欠けるとは言えないもんであれなんやけど、どうなのかなという、本当に市民の声を多く聞きます。そこら辺についてどうお考えか、教えてください。

また、先ほどの都市整備部長の答弁にありました犀川堤外地の都市開発についてなんですけど、430戸1,280人の人がふえてくるということであれば、おのずとここに子供も居住することになるかと思えますけれど、きのうの浅野議員の質問と関連するんではあります、牛牧小学校、穂積中学校に通うことになるのではないかと思うんですが、きのうの今井教育長の答弁でありましたように、牛牧小学校、あと3年後ぐらいに、ややもすると能力的にいっぱいになるかもしれないというふうにはあるんですけれど、予測推移ではあるとしても1,280人、このうちの何分の1かが子供であると考えれば、この間の本田小学校の問題ではございませんが、本当に早期に建設等々を考えたときには、今から手を打っても決して早くはない。もう、ややもすると遅いぐらいかもしれないなというふうに感じられますので、そこら辺の今後の課題といたしまして検討していただきたく、よろしく願いいたします。

また、通学路なんですけれど、この通学路も墨俣と瑞穂市との境界が今の北方多度線の方が墨俣町側になるということで、そこをって子供が通学するのはいかがなものかというのが私の個人的な思いではあるんですけれど、さすれば、今の宝江地内の方へ回っていくというの、いかにも距離があるということで、またここに18メートル道路、12メートル道路等の大きい道路ができるということを考えてときに、ややもすれば、あそここのところに今も一部場所は違いますが、潜り橋等、あるいは橋がかけられれば、いずれ計画されてみえと聞いております河川公園にもうまくマッチして、いい景観で、人の住みやすい、動行線のとりやすいいい部分ができるんじゃないかというふうに考えます。これについてどうお考えか、教えてください。

また、このときに接合する野白地区についてなんですけれど、あそこに今堤防の移設があると聞きますが、この堤防道路の移設についてはどのような計画があるのか、教えてください。

最後に、駅周辺の整備計画なんですけれど、きのうの水野部長の答弁の中にありまして、土地取得にかかわって一定の算出基準を年度をまたいだときになかなか厳しい部分があるとは言

ってみえましたけれど、やっぱり地権者の方にすれば、一度聞いた数字が生きているんじゃないかというふうに思います。そうしたときに、ここにおきましても、本当に心通う部分で話を鋭意進めていきたいと思うのであれば、来年度までは2年後まではこの金額で一生懸命話をさせてもらうけれどもどうでしょうかということを実際に話しして、駅前開発等を考えていてほしいと思います。また、今後、駅周辺の開発を考えるときには、行政主導でいくのではなく、地域住民の参加、協働、そして提案をしていただいて、今後の瑞穂市、また広く広義にとらえれば本当に旧来の本巢郡、揖斐郡、安八郡、海津郡等の人も来る、大きな顔となる玄関駅でございます。本当に皆さんで作り上げていく駅というのが有意義ではないかと考えるんですけれど、そこら辺についてどうお考えか、御答弁をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 通学路のことに関連しまして、現況を見てみますと、高水敷を飛ばすのに約300メートルございます。ということと、潜り橋となりますと、これは河川法の適用で、私の今の段階では恐らく可能性は難しいということもございまして、当時、そういう御意見も出ましたけれども、現段階ではございませんが、今進めております遊水地の公園事業の中で、例えばどんな形で対岸の方へ渡って、公園の利用ができるかということも御意見も出まして、この協議会が今やっております、実現化は難しいんですが、そういう意見も出ています。ただ、橋としてはかなり厳しい状況だと考えます。

あと、野白の件につきまして、野白地内のきのうの質問でもお答えしましたように、犀川の樋門ですね。ブロック開門、あそこの管理は今岐阜県でございます。直下流から犀川の合流点まで、五六西部の排水機ですね。あそこまでは五六川の改修ということで、引き堤ですね。ただ現段階では、きのうも言いましたように、どちらへどんな形で引くかということも具体的にまだ協議は来ておりません。新堤の築堤に伴いまして、樋門の位置、牛牧開門の位置等も考慮されて、国・県の方で、きのうの質問にもお答えしましたとおり協議に入りますけれども、現段階ではそのような状態でございます。川幅員が50メートルの予定でございます。

駅前につきましては、用地の単価でございますが、私の方もせめて2年くらいの間であれば提示した金額で、予算のこともございますので、2年くらいであれば、その範囲で何とか引き続きやっていく必要はあると思います。ただ、10年等経過しますと、非常にそこら辺の根拠等も難しく、今は下がっている状態ですが、逆に地価が高騰、今回の地価公示ですね。多少上がった部分、瑞穂市はないんですけれども、上がっていく場合、待っておれば上がるということで、逆に先に判を押した人が、了解した人が損をするということでは、これも矛盾が出ますので、その辺をきちっと検討しながら、できるだけ公平性を維持しつつ対応していきたいと考えております。

以上だったと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 保育所の保育に欠ける入所の条件ということで、母親が出産前後のときという定義でございますが、入所申し込みにつきましては、出産証明書、または母子健康手帳の写しを添えていただきまして、出産前後の間がない期間といえますのは、あくまでも基準でいきますと、入所期間につきましては、産前42日間、産後56日間が入所の基準ということでございます。

議長（土屋勝義君） 水野部長。

都市整備部長（水野年彦君） あと一つ、質問のお答えを忘れましたが、駅周辺の開発に住民参加ということで、今の推進チームの方を、例えばコミュニティー道路、駅周辺に係る。ああいう道路も歩行者を優先した道路というものを今考えております。できる範囲、今ある道を使っていく場合と、大きな駅の受け皿として考える場合、住民参加がどこまでいいかという議論がございまして、特に権利が絡みますと、ただの住民参加では非常に厳しいわけですね。あくまでも地権者の動向、あるいは利用によって関連しますので、そういう住民参加と、今言いましたようなコミュニティー道路が今ある中での多少の拡幅と、駅への自転車・歩行者の安全確保等も考えますと、住民参加もいろんな形の意味があると思います。できる限り、今の段階での整備の水準はその程度であって、例えば面的に将来の駅の周辺のことを考えて面整備となれば、これは行政だけではいきませんので、当然住民参加のことが考えられますけれども、現段階では具体的なそこまでは至っておりませんが、今後出てくることがあれば、当然事業としては住民参加というものが必要性があると考えております。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 犀川堤外地の市街化に伴う児童・生徒数増に係ることでございます。

一つの試算で申し上げたいと思います。

現在、瑞穂市の小・中学生は 4,500人でございます。人口が4万 8,710幾つくらいかと思えます。大体小・中学生は 9.3%、9%強。ちなみに、本県 200万少しで児童・生徒数が19万人でございます。やはり9%強。実数の計算をしますと、3年後には本市におきましては、児童・生徒数が10%を超える見込みでございます。先ほどの答弁の中で 430戸 1,280人という答弁がございました。それから考えますと、10%としますと、約 130。ただ、新興住宅地という特殊要素もございまして、130人プラスアルファ、それを9学年で割りますと大体15人強という形になると思います。

ただ、一気に入居されるのか、順次入居されるのかによって変わってまいります。最終的には 130人プラスアルファぐらいになるかと。そういったことから計算しますと、差し当たって4年間ほどは、順次1学級ずつ、来年度において上がっていくという話は前回させていた

だきましたが、4年間ほどはその試算でいけるだろうと思います。その児童・生徒数増が直接学級数に影響してくるのは、4年後以降であろうということを思います。

なお、中学校につきましては、これもずうっと実数で見えていきますと、これから6年間につきましては、現在よりも2学級増が最大というふうに踏んでおります。

そういった立場を踏まえて、先ほど申し上げましたように、増築等の計画を検討していきたいというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田君。

2番（篠田 徹君） どうも答弁をありがとうございました。

今、教育長の方から答弁がありましたように、そこまで本当に数字を読んで検討していただいているということで、まことに安心して聞かせていただきました。

そういう中であってでも、先ほど教育長も言われましたように、新しい新興住宅地ということで、思わぬ突発的なことがあったときには、本当にうまく対応できるように、我々議員も一緒に頭をひねって考えていきたいと思っておりますので、また教育行政をつかさどる教育長といたしまして、いろいろアドバイス等をいただきたく、よろしく願いいたします。

駅の再開発の問題に絡んでなんですけれど、先ほど水野部長の方から、協議会の方でやっておるよというようなことであつたんですけれど、駅前、やっぱり旧来の商店街があると思うんです。この商店街を今犀川の堤外地の再開発に絡みまして、例えば今駅前で本当に商売をやっておるのが、今後もなりわいとしてよろしいものかどうか。ややもすると、プラントの来る大きい大規模商業地の近隣に店を移していただいた方がビジネスチャンスがあるよというような提案ができれば、もしそこに乗ってくる商店街の方がお見えになれば、駅前の再開発は大分楽になるんじゃないかなというふうに私は考えます。これが千載一遇のチャンスじゃないかと思っておりますので、そういうところも踏まえた上で、よくよく市民の方々と協議していただいて、よりよいまちづくり、この瑞穂市の本当に表玄関である穂積駅を整備していただきたく願って、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） これをもって一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

---

#### 散会の宣告

議長（土屋勝義君） 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後2時23分

